



子どもの権利条約を
日本が批准して
今年度で20年を迎えました。

子どもの権利条約 20th

いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2015
3.31

no.145

Report

① 「人種差別撤廃委員会 (CERD) 総括所見と部落問題」

部落解放同盟中央執行委員 和田 猷一 1

② 朝鮮学校「無償化」除外・補助金停止は「人種差別」

— 国連・人種差別撤廃委員会からの勧告とその意義 —

きむう ぎ
在日本朝鮮人権協会 金優綺 8

③ 第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 『はらっぱ』子ども編集部 報告

子ども情報研究センター『はらっぱ』子ども編集部 濱田 清瑠・近藤 祐理 14

④ 第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 「第7回在日外国人生徒交流会in熊本」実施報告書

「第7回在日外国人生徒交流会 in 熊本」実行委員 竹村 朋子 19

〈特集〉～子どもの権利条約 20th ～

11/15 「子どもの権利条約批准20年を考える集い」報告 26
～子どもの権利の具体化の検証～

第4分科会 「地域で支える子どもの権利」 27

第5分科会 「国際的な視点から考える子どもの権利」 28

第6分科会 「ワークショップで学ぶ！性的マイノリティと子どもの権利」 30

第7分科会 「ワークショップで学ぶ！ジェンダーと子どもの権利」 31

Document 2014.12.26～2015.3.6

子どもの人権や教育に関する報道と記録から

33



人種差別撤廃委員会(CERD)総括所見と 部落問題

部落解放同盟中央執行委員

和田 献一

昨年 2014 年 8 月にジュネーブで、人種差別撤廃委員会が開催され、条約の規定によって、提出された日本政府報告書の審査が行われた。委員会から第三回目の総括所見が 8 月 29 日に出された。2010 年 4 月 6 日にも第二回目の総括所見が出されているが、日本政府は部落問題に関して一切無視して回答していない。そこで第二回目の総括所見（該当箇所は 2010・パラで表記）を踏まえながら第三回目の政府報告書への総括所見（2014 年・パラで表記）を見ていく。

1 マイノリティの人権保障

第二次世界大戦では、いわゆるマイノリティ（被差別少数者）が差別され、すさまじい人権侵害に晒され、虐殺された。これらの惨劇の反省の下で、国際社会は世界人権宣言を採択した。「すべての人に人権」という場合、マイノリティの人権が重視されることが国際人権の潮流である。従って、人権宣言を実効性あるものにするために、マイノリティの人権保障を中心に条約が採択された。国際人権規約や人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障がい者権利条約などを国連で採択してきた。各国が条約を批准して、国際人権基準を浸透させ、「すべての人に例外なく人権を保障する社会」をめざしている。

条約を批准した国に、条約を実行させるために設けられている手段は、①政府報告書を提出させ、条約委員会の審査に付す。②選択議定書を批准し、個人通報制度を確立すること。残念ながら日本は一つも選択議定書を批准していない。国内手続きとしては、③裁判で取り上げる。例えば、京都朝鮮初級学校に対するヘイトスピーチ事件で、京都地裁は、「人種差別撤廃条約の人種差別にあたる。条約第 6 条の人種差別に基づいた犯罪は罪を加重できる」を基に 1220 万円の高額な損害賠償を認めた（最高裁判決で確定、2014 年）。まだ判例は少ない。さらに④国内の人権を監視する機関として人権委員会を設置する。日本は、国連人権理事国でありながら、人権委員会が設置されない状況が続いている。

こうしてみると、憲法第 98 条の「条約及び国際法規の遵守」規定に従って、国際社会の一員として、人権諸条約を批准し、国際人権基準に従って条約を遵守すべきなのに、日本政府は国際人権諸条約を積極的に遵守する体制を整えていないし、条約を実行することに極めて消極的であると言える。

2 部落解放運動と人種差別撤廃条約とのかかわり

1965年に国連で人種差別撤廃条約が採択された。時代背景は、ドイツでのネオナチ運動の台頭、南アフリカでのアパルトヘイト、アフリカ諸国の独立があって、世界に人種主義が広がらないように願っての採択であった。日本は30年も遅れて、1995年に条約に加入し、ようやく「あらゆる形態の人種的差別との闘いに貢献する」ことを国際社会に約束したが、政府は条約を誠実に履行しているとは言えない。条約に加入したものの、条約第1条の人種的差別には部落問題は含まれないとし、第4条のa項、b項は、差別を犯罪として処罰するという条約の中心条項であるが、それを留保した。その後20年、条約委員会の勧告を無視して、同じ政府見解を繰り返してきた。

1965年は、部落問題解決のための同和対策審議会答申が出された年である。1969年から同和対策事業特別措置法を制定して政府は部落問題解決に取り組んできた。1995年、人種差別撤廃条約加入当時、政府は部落問題解決を「地域改善対策財政特別措置法」の下で取り組んでいた。時限法なので期限到来の度に延長闘争があり、そのたびに法律の名称が変わった。そこで部落解放同盟は、時限法で解決するのではなく、恒久法で解決を図るように、部落解放基本法の制定を求め、条約への加入も求めてきた。

2002年の特別措置法終了後の政府の部落問題解決の基本方針を示す「地対協意見具申」が1996年に出され、「国際的な潮流を踏まえて、一般施策で取り組む。人権侵害救済制度の確立をめざす」とした。

これを受けて、人権擁護推進審議会答申(2001年)が出され、差別禁止規定と人権委員会設置規定を含んだ人権擁護法案が閣法として国会に上程されたが、廃案になった(2003年)。差別禁止規定に、マスコミや日弁連などが反対した。そこで、人権委員会設置だけに絞った法案を国会に上程したが廃案になった(2012年)。日弁連の最新の意見書「国内人権機関の創設を求める意見書」でも差別禁止規定は排除されている。差別禁止法に対して抵抗が強いことがわかる。

「地対協意見具申」を受けて実現したのは、議員立法で提案した「人権教育・啓発推進法」だけであるが、議員立法であり、閣法でないため各省庁の取り組みは鈍い。政府は法律に従って基本計画を立て、実行状況を「人権白書」として国会に提出しているが、ほとんど知られていない。

2002年の特別措置法終了後は、部落問題に取り組む政府の責任部署もなく、差別禁止法もなく、人権侵害救済制度としての人権委員会もない。(2010・パラ19、2014・パラ9)国連の人権理事国に立候補するくらいなら、国内人権機関ぐらいいは設置すべきだ。条約を批准した国は、政府から独立した国内人権機関を設置し、国際人権基準に従って実行状況を監視することが求められている(パリ原則)。さらにICC(国内人権機関国際調整委員会)の認証が求められ、パリ原則に準拠している場合はA資格が与えられる。現在122か国が認証申請をしているが、日本は122か国にも入らない。

人権委員会未設置は、当然、マイノリティの人権保障に大きな影響を与えている。例えば、2006年国連で採択された障がい者権利条約を日本が批准したのは2014年1月である。批准された条約は憲法に次ぐ国内法であるために、条約に違反する国内法は改正し、条約と整合性を図らなければ

ばならない。従って、障害者基本法の改正、障害者総合支援法、障害者差別解消法が制定された。しかし、差別解消法には障がい者の差別の定義は盛り込まれず、紛争処理機関の設置もなされなかった。紛争処理は人権委員会に委ねるわけだが、人権委員会は設置されていない。障害者差別解消法は当初、障害者差別禁止法として、差別の定義、紛争処理機関の設置を含む提案であったが、国会審議の過程で、改変された。差別禁止法への抵抗が強いことがわかる。

また、いじめ防止対策推進法が制定されたが、いじめの紛争処理機関は設置されていない。これまた、人権委員会に委ねられた。「いじめるな」といじめるマジョリティへの働きかけは強調されるが、「いじめられた子」や虐待された子どもの権利回復に、潤沢な予算を計上し、人材を確保して取り組むシステムは確立していない。明らかに、マイノリティの人権保障システムが欠如している。

そこで条約委員会は、人種差別を禁止する包括的な差別禁止法制定を強く勧告した(2014・パラ8)。社会的弱者・少数者であるマイノリティの人権保障にとって差別禁止法は重要な役割を持つ。第二次世界大戦では、差別する多数側が法律によって合法的にマイノリティを虐殺したことを想起すべきだ。「差別するな」と言うだけでは、ヘイトスピーチに象徴される差別的な人種主義や排外主義、人種的差別(部落民殺せ、朝鮮人殺せ)の高まりの中で、人権侵害に晒されるマイノリティの権利は保障されない。

条約委員会の委員に対するロビー活動で、ヘイトスピーチ・デモの映像を見せた。委員は衝撃を受けていた。「彼らは逮捕されないのか。警官はデモを守っているように見える。」と発言した。しかし政府は、憲法14条と関連法(雇用・教育・医療)に差別禁止規定があるので十分と答弁した。また政府は、差別禁止法は差別する側の表現の自由・結社の自由の権利を侵害することになるので禁止法はできないと主張した。

委員会は人種差別によって被害を受けたマイノリティの権利回復、被害救済は、差別禁止法がなければ保障できないとするが、政府は「あらゆる人種的差別と闘う」条約に加入しながら、マイノリティの人権保障には考えが及んでいない。前月の7月の自由権規約委員会で、代用監獄制度が取り上げられた時、政府は、公共の秩序を維持するために役に立っていると主張。しかし、委員会は収容されている者の人権が保障されていない。警察に拘留するのは48時間だ。23日間は自白を取るための長期拘留だと厳しく批判した。政府は、公共の秩序が維持できればよいのであって、収容された個人の人権保障は二の次だという姿勢。これが冤罪を生む原因にもなっている。

日本政府が差別を犯罪として処罰する条約4条を留保する理由として憲法の表現の自由と結社の自由をあげる。この主張に対して、委員会は一般的勧告35を採択し、条約第4条が禁止する4つの行為は、①人種主義の流布、②扇動、③暴力の扇動、④差別的行動への参加と資金調達であり、これらは表現の自由で守られるべき自由ではなく、明らかに暴力であり、禁止すべきであるとした。差別扇動を抑制するには、刑罰的規制で処罰するだけではなく、民事法的規制も動員する。京都朝鮮学校への差別攻撃に対して裁判所が人種差別と認定し、不法行為を認め、損害賠償を認めたことも抑制になる。さらに人権教育の強化である。(2014・パラ10、パラ11)

条約第1条の世系 (descent) に部落問題は含まれる

descent は通常、社会的身分又は門地と訳すべきなのに、わざわざ政府は中国語訳を採用して世系とした。「社会的身分又は門地」では部落問題を含むことになるための小細工である。descent の定義問題は日本の条約批准 30 年遅れの理由のひとつでもある。そこで条約委員会は、一般的勧告 29 を受け入れなさいと勧告した (2010・パラ 8、2014・パラ 22)。

政府は、「条約第1条の世系に部落問題は入らない」との勝手な政府見解に基づいて、2001 年・2010 年そして今回の政府報告書にも部落問題は一言も言及していない。委員会で批判された政府は「憲法第 14 条に従って部落問題解決に取り組んでいる」と表明した。まず、委員会は、憲法の差別禁止事由は「人種、性別、信条、社会的身分又は門地」と限定的であるので、条約の人種的差別の定義を取り入れた包括的定義の下で取り組むようにと勧告している (2014・パラ 7)。条約の人種的差別 (racial discrimination) の定義は「人種、皮膚の色、国民の出身、民族的出身、世系」の 5 つである。「あらゆる形態の人種的差別と闘う」条約では、条約から漏れることがないように「世系は人種のみを指すのではなくその他の差別禁止事由を補完する意味及び適用範囲を有する」(一般的勧告 29) としている。従って、世系によって部落問題やカースト制度も包括している。

「人種的色合いの強い世系には社会的出身である部落問題は含まれない」とする政府見解は間違いであり、改めることを強く勧告した (2010・パラ 8)。政府は「あらゆる形態の人種的差別と闘う」条約に加入していながら、その趣旨を歪めて、部落問題を条約の対象から除外し、明らかに部落問題の解決に取り組もうとしていない。

次に、委員会は「政府が descent に部落問題が入らないと言うのであれば、部落民の定義を言いなさい」と追及した。被差別部落・部落民を何と呼ぶかと問われて政府は沈黙した。同和対策事業特別措置法時代には、地区指定した同和地区の住民の意味で、政府は部落民を「同和地区住民」と呼び、法終了後は、地区指定を解除したので、同和地区ではなくなったとして「日本国民の一部の人々」と表現する。まるで差別を受けている被差別部落や部落出身者が存在していないかのようだ。名称を明確にすることは定義を明確にすることであり、問題の所在を明らかにすることになる。そこで、委員会は、部落問題に関する概念がバラバラでは問題解決にあたれないので、部落民との真摯な協議によって、統一した部落民の定義の下で部落問題解決に取り組みと勧告した (2014・パラ 22)。

人権教育・啓発推進法では、基本計画を策定し、実行状況を毎年国会に報告することを義務付けている。報告書である人権白書には「(差別による) 格差は縮小している」と記載されているが、全く根拠が示されていない。つまり統計的数字がない。

一般的勧告 32 では、「差別問題を解決するために特別措置を実施することは差別ではない。しかし、特別措置によって平等が実現し、将来にわたって持続的であることが確認されれば、特別措置は速やかに終了させる」としている。33 年間同和事業を実施してきたので、2002 年の特別措置法終了時に、成果や課題についてモニタリングを実施し、平等が実現したのか、課題があるのか統計の数値で示し、部落民の生活状況がいかなるものであるのか情報提供を求めている。しかし政府は沈黙したままである。政府が最後に実施した実態調査は、1993 年の調査で、部落数 4,442、

人口 120 万であった。特別措置を終了するにあたって、平等が実現したかどうか統計的数字で示すことが求められている。

委員会が求めるのは、世系 (descent) の定義であり、部落民の定義である。定義があいまいであれば、差別や人権侵害の事実を正確に把握することはできない。マイノリティの人権保障問題では、常に多数の側に決定権が握られてしまう。マイノリティが差別だと言っても、思い過ぎだとして否定されてきた。定義が明確であれば、定義に基づいて、統計的数字で示せる。マイノリティがマジョリティに対抗する手段でもある。例えば、民主党政権が公表した貧困率 15.7%によって、貧困ラインは生活保護基準であり、月額所得で 8 万円と明確である。貧困ラインを確認しておけば、生活保護申請で、行政職員とバトルをしなくて済む。

次に、戸籍情報を不正に入手して差別事件になった事案をすべて調査して責任者を処罰しなさいとの勧告 (2010・パラ 18) が出された。事案を調査していけば、政府が戸籍情報を収集管理し、公開原則として情報提供してきたことが明らかになり、政府の責任が問われることになる。

戸籍謄本は結婚する際に日常的に交換され、手数料さえ払えば、入手できた。結婚差別に戸籍謄本が使われていることに心を痛めた行政職員 (田辺市) が、要項を作成して、交付を拒否し、裁判に訴えられた。裁判所は、人権を保障することよりも制度と法律を守ることを重視して、行政職員の敗訴とした (1974 年判決)。

1976 年法務省は戸籍法を改正し、閲覧を制限したが、弁護士・司法書士・行政書士など「さむらい 8 業士」は職務上請求用紙で入手できることにした。今度は弁護士などに手数料を支払って戸籍謄本の入手を依頼したりしたので、不正請求はなくならなかった。戸籍謄本が入手しにくくなった企業には「部落地名総鑑」を販売する差別事件も発覚した。

そこで 2008 年戸籍法の改正が行われ、本人確認、使用目的の確認が実施され、法務省は「不正請求はできなくなった」と説明した。しかしプライム総合法務事務所が 10,000 件の不正請求をしていたことが発覚。30 人ほどが戸籍法違反で逮捕され、有罪判決を受けた。この捜査過程で「闇の情報屋」が存在することも明らかになった。身元調査で欲しがるのは、差別に繋がる戸籍情報である。

戸籍制度は、1871 年 (明治 4 年) の太政官布告によって制定された。江戸時代の身分制を基に身分が再編され、族籍とした。戸籍には族称欄として記載された。また、親族共同体ごとにまとめる「家制度」を確立し、「家」の住所を本籍、「家」の名前を氏とした。戸籍謄本の第 1 行目に記載されるのが、「家」の住所と名前の本籍と氏である。この族籍と封建的家制度が廃止されるのは第二次世界大戦後である。現在の日本国憲法が制定され、個人の尊重と基本的人権保障原則に違反するからである。しかし、明治の封建的家制度を支えた戸籍制度はそのまま 150 年保管の法律によって今日もなお証明書の役割を担っている。

戸籍制度による証明は、明らかに descent であり、血統であり、人種差別撤廃条約の禁止する人種的差別の世系にあたる。日本政府の抵抗は、戸籍制度が条約に違反する制度であることを勧告されることを恐れているからだ。これを機会に、封建的家制度を基にした戸籍制度を人権原則に従って改めていくことを求める。

3 マイノリティの人権と国際人権基準

マイノリティへの差別排外的な態度が高まっている日本の現状を憂いて、人権教育・啓発の強化を勧告している(2014・パラ 26)。人権教育はマイノリティの人権保障のために必要である。人権教育の始めは、マイノリティに聴くことである。日本では人権教育・啓発と言っても、条約が求めるマイノリティに聞くことを意味しない。障がい者権利条約採択の課程で、強調されていたのは Nothing about us without us(障がい当事者である私達を抜きに私達の事を決めるな)であった。マイノリティの人権保障の原則を示している。ノーベル平和賞を受賞したマララ・ユスフザイさんは 17 歳。国連ニューヨーク本部で各国代表を前にして演説をした。マイノリティである子どもの声を聴く姿勢が明確である。

国際人権基準に基づく人権侵害救済制度や差別禁止法を創ることが難航しているのは、国際条約が求める人権概念と日本における人権概念とに大きな違いが存在するからだ。

人権の歴史は、「すべての人の人権」と言いながら、例外を設けて排除してきた歴史でもある。共同体の仲間内の人権は保障するが、異質な存在・ちがう存在は、秩序を乱すものとして差別し、排除し、時には虐殺してきた。子どもや女性を含まず、切支丹の虐殺、ハンセン病患者の強制隔離、障がい者を隔離し、外国人を排除することを「合理的差別」と呼んできた。

例外を排除する人権論は、第二次世界大戦で虐殺を生み、惨劇を生じさせた。例外とすれば、虐殺にまで行ってしまうことを学んだ世界は、「すべての人は例外なく人権が保障される」原則を確認した。世界人権宣言に始まる国際人権諸条約は「すべての個人」と条約の冒頭に掲げ、例外を認めない。最後の人権と言われる子どもも含むとした。重要課題として、マイノリティの人権保障を掲げ、子ども・女性・高齢者・難民・外国人・貧困者などの社会的弱者・少数者の人権保障を中心に掲げた。「すべての人と言いながら例外をつくり、合理的差別」と言って人権侵害に晒す日本の人権概念と国際人権基準である「すべての人は例外なく人権が保障される」人間の尊厳に基づく人権概念が国連の人権条約委員会でも対立を繰り返してきた。

国際人権基準では、出生による差別は禁止である。金持ちの家、貧乏の家、部落出身、外国籍など生まれてくる子供が選択できない、責任のとれない事柄での差別は禁止である。ところが日本の民法には法律婚の子と事実婚の子とに間に相続において二分の一の差別規定(民法 900 条の 4 項)があった。生まれる子どもを正当である子(嫡出子)と正当でない子(非嫡出子)とに分けて差別をしている(戸籍法改正ができず出生届に残る)。1995 年最高裁は、法律婚を守るためには(社会秩序を守るためには)、事実婚の子を差別してもよいとし、「合理的差別」として合憲判決を出した。2009 年最高裁小法廷判決では、違憲判決を出せば社会が混乱すると言う意見もあった。しかし、2013 年最高裁は判例変更し、違憲判決を出した。人権条約委員会からの度重なる勧告にも触れながら、「婚外子にも憲法の個人の尊重規定と基本的人権規定は適用される」とするものであった。共同体の秩序維持のためには異質な存在は人権侵害に晒されてもよいとする日本型の人権論、合理的差別論の敗北である。例外とされたものにも基本的人権を認めた。実に憲法制定から 70 年目の出来事である。

共同体の秩序維持を優先する日本社会では、違う存在を例外として、差別し排除してきた人権論が未だ克服されていない。従って、マイノリティへの差別・人権侵害が多発する。社会から差別され排除されるマイノリティの人権保障を重視する国際人権基準を高く掲げ、深く学び、機能させることで人権が確立される社会に向かって歩みを始めることができる。マイノリティの人権が保障されている社会は全体の人権が保障されている社会である。国際人権の潮流に連帯していくことが、Social Inclusion 社会の実現である。

委員会は部落問題に関する政府の無責任な姿勢に、次回の定期報告書ではすべての勧告に対処することを求めた。そのうえで、1年以内に2014年総括所見に対するフォローアップ情報を提供するように求めた。



朝鮮学校「無償化」除外・ 補助金停止は「人種差別」

—国連・人種差別撤廃委員会からの勧告とその意義—

きむ う ぎ
在日本朝鮮人人権協会 金優綺

国連勧告を無視し朝鮮学校の「無償化」除外を断行した日本政府、 追隨する地方自治体

2014年8月29日、国連・人種差別撤廃委員会（以下、委員会）は、日本政府と地方自治体による朝鮮学校差別の是正を求める勧告を公表した。すなわち、日本政府による「高校無償化」制度¹（以下、「無償化」制度）からの朝鮮学校除外と、これに端を発し始まった、地方自治体による朝鮮学校への補助金支給の停止問題の是正を求める勧告である。

委員会は、前回の日本審査（2010年2月）を経た総括所見で「高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除するべきことを提案している何人かの政治家の態度」について「子どもの教育に差別的な効果をもたらす行為」であると懸念を表明していた²。審査当時、中井洽拉致問題担当大臣が「無償化」制度からの朝鮮学校除外を文科大臣に要請した事実が問題視されてのことであった³。

委員会の懸念にもかかわらず、日本政府は2010年4月に施行された「無償化」制度から朝鮮学校を除外し、2013年2月には省令「改正」によって朝鮮学校の審査基準自体を削除する横暴まではたらき、「拉致問題の進展がないこと」⁴等を理由に完全なる朝鮮学校除外を断行した。これに対して、国連・社会権規約は同年5月、日本政府に対して「高校授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である」としながら「差別の禁止は、教育のあらゆる側面に全面的かつ即時的に適用され、また国際的に定められたすべての差別禁止事由を包含していることを想起しつつ、委員会は、高校教育授業料無償化プログラムが朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める」と強い勧告を出している⁵。

こうした日本政府の朝鮮学校差別に連なる形で、東京都（石原知事〔当時〕）、大阪府（橋下知事〔当時〕）、埼玉県（上田知事）は2010年度の朝鮮学校への補助金支給を停止した⁶。

その後、宮城・千葉・神奈川・広島・山口・新潟の各県も補助金を停止し、大阪・水戸・福岡・広島・仙台・横浜・福生・大和・下関等の各市までも補助金を停止する事態に至っている⁷。

地方自治体による補助金は、日本の公立学校や私立学校に比べて著しく少ない額ではあるものの、日本の国庫助成が皆無である朝鮮学校運営の重要な財源となってきた。そのため、補助金が停止された朝鮮学校では、教材費負担が新たに生じたり、授業料値上げが検討されざるをえない状況が起きている。日本政府と地方自治体の民族差別に基づく経済的圧迫により、朝鮮学校の存続は文字通

り危機に瀕している。

こうした問題について訴えるため、筆者および朝鮮学校保護者、「無償化」制度施行の2010年当時、朝鮮高校生徒だった当事者の3名は、2014年8月、スイス・ジュネーブにて委員会へのロビー活動を精力的に行った。以下、ジュネーブ現地での活動および日本政府審査の内容、委員会から出された勧告とその意義について述べていきたい。

● NGO ミーティングでの問題提起、委員へのロビー活動

筆者たちがジュネーブに到着した翌日である8月18日、委員会主催のNGO ミーティングが行われた。

この場で、「無償化」問題が起きた2010年当時、朝鮮高校生徒だった当事者が委員たちに向けて報告した。戦時中、日本の炭鉱で強制労働をさせられ、さらには「日本兵」として戦死した外曾祖父の経験、貧しくて学校に通えなかったために朝鮮語を話せない祖父のこと、高い学費を捻出しながら朝鮮学校に通わせてくれた親のこと、自分が高校生のときに「無償化」適用を求めて署名運動等を行ったことを話し、「朝鮮学校に通ったおかげで祖父が習えなかった朝鮮語を学ぶことができました。日本で生まれ育っても、在日朝鮮人として自国の言葉や文化、歴史、アイデンティティを学び、同じルーツを持った仲間と出会える場が朝鮮学校なのです。在日朝鮮人のための民族教育の場である朝鮮学校に通う生徒たちへの民族差別は許されません。私は、もうこれ以上朝鮮学校に通う後輩たちに悲しい思いはさせたくありません」と、委員たちに向けて切実に問題提起を行った。

続いて報告した朝鮮学校保護者は、地方自治体による朝鮮学校への補助金停止によって地元の朝鮮学校教員の給与遅延という事態が起きていること、朝鮮学校で民族教育を受けさせたくても、経済的理由によりやむなく子どもを日本学校に送る親も出てきていること、自分自身も高い授業料を支払いながら子どもたちを朝鮮学校へ送り続けられるか不安な気持ちを語った。そして「無償化」制度からの朝鮮学校除外と地方自治体による補助金停止は、日本の植民地支配を原因として日本に在住している在日朝鮮人の民族教育への弾圧であり、条約第2条・第5条に違反していると訴えた。

こうした報告は委員の関心を引き、質疑応答時間に一人の委員が「朝鮮学校についての報告に関心がある。追加情報をほしい」と発言した。これに対して、筆者が朝鮮学園や朝鮮学校生徒たちが原告となっている「無償化」裁判の状況等について追加報告を行った。

日本審査の直前に行われたNGO主催のミーティングでは、排外主義集団による京都朝鮮学校および朝鮮大学校への襲撃や、路上での排外的差別街宣の様子がわかる映像を上映した。ミーティングに参加した委員たちは、映像を見て大変驚いた様子で、在日朝鮮人や朝鮮学校についての質問を次々に発した。うち一人の委員は「朝鮮学校が『無償化』制度から除外されているということだったが、どういう制度なのか改めて聞きたい」と質問し、筆者が再度情報提供を行った。

上記活動の他、朝鮮大学校の学生たちが作成した朝鮮学校を紹介するパンフレットや、地方自治体による補助金停止一覧などの資料を持ちながら、委員たちに精力的に問題提起を行った。

「無償化」除外は「差別の問題」

——委員からの質問と日本政府代表団の回答

日本審査は8月20・21日の二日間にかけて行われた。日本政府代表団による報告が行われた後、全18名の委員のうち3分の1にあたる6名の委員が「無償化」・補助金問題について言及した。「朝鮮学校は政府による支援を受けられていない。日本政府が朝鮮学校の教育を支援する方法を探るように」「他の学校—中華学校やアメリカンスクール—と同じカテゴリーに無く、朝鮮学校だけが別扱いされているように見える」「朝鮮学校が補助されていない。この差別的取扱いの根拠は何なのか。言語か、国籍か、教育の質か?なぜ?私たちの条約に反する差別か?」「朝鮮学校除外は、拉致問題調査の進展不足という決定に基づいていると理解する。これは、多くの人々の適切な教育を奪ったことについて、曖昧な理由に思える」といったものが主な委員発言であった。

これに対して、日本政府代表団・文部科学省のモリ氏は「朝鮮学校の『高校無償化』にかかる不指定処分は差別にあたらない」「朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係にあり、また朝鮮総連は北朝鮮と密接な関係にあると認識しており、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいる」「今後、朝鮮学校が都道府県知事の認可を受けて、学校教育法第一条に定める高校になるか、または北朝鮮との国交が回復すれば、現行制度で審査の対象となりえる」「学校教育法第一条に定める高校や、すでに指定を受けている外国人学校には、現に多くの在日朝鮮人・在日韓国人が学び、本制度による支援を受けており、国籍を理由とした差別にはあたらない」「朝鮮学校に対する補助金については、地方自治体の独自の判断により行われているものであり、国として保障することは考えていない」と回答した。

これに対して、一人の委員はさらに「インターナショナルスクールと違い、朝鮮学校は自らの文化を保護しようとしている。締約国において朝鮮語が奨励されるのであれば、それは締約国にとっての利益や信頼にもなる」と述べた。これについて文科省モリ氏は前述の回答を繰り返したうえで「特定の民族について差別を行っているということではない」「各種学校という区分があるが、すべての朝鮮学校は他の外国人学校と同様に各種学校としての認可を受けている」と回答した。

各種学校である外国人学校の中で朝鮮学校のみが「無償化」適用を受けていないことについて、様々な視点から複数の委員による質問が出されているのにもかかわらず、文科省の回答は委員からの質問をはぐらかし、予め用意した内容を繰り返すことに終始した。これは他の様々な差別問題に対する回答においても同様であり、日本政府の不誠実な回答に対して委員たちは不満を表明していた。審査も終わりに近づこうとする頃、モーリシャスの委員は日本政府の姿勢を批判したうえで、「無償化」問題について再度言及し、「これは差別の問題ではないのか」と厳しく質した。少し長いが、重要な発言だと思うので引用する。

「一八名の委員がいますが、そのうち多くの委員から質問が出されたとしたら、それはあなたたちに繰り返し訴えていることを意味します。なぜなのでしょう?質問が二回も三回も出される理由は何なのでしょう?答えは単純です。回答が満足なものではないからです。それが私たち委員の思いだということをはっきりさせておきましょう。

さて、私も繰り返しになると思います。これまで何度も何度も出されている問題について質問をします。朝鮮学校についてです。私が昨日質問した内容は、中華学校やアメリカンスクールなど、日本語以外の言語・文化を促進する他の学校と一緒に分類されている中で、差別が存在するという主張があるということだったと思います。そしてそれらの多くの学校は、最初からすべての恩恵を受けているわけです。しかし、そのような恩恵が撤回され、政府からの経済的支援を受けられないでいます。

一人の職員から、審査を経て朝鮮学校が基準を満たさなかったと聞きました。その基準とは何なのでしょう？それらの学校が朝鮮民主主義人民共和国に近いということでしょうか？

しかし、委員から出されている基本的な質問は、これは差別の問題ではないのか、ということです。人種主義の、人権の問題ではないのでしょうか？最終的に誰が被害を受けるのでしょうか？それは朝鮮学校に通う生徒たちです。私たちはそのような観点から、差別が存在すると言っているのです。

政治的な理由や他の理由が色々あるでしょう。しかし私たちにとって基本的な問題でありながら、私たちがこの問題にこだわっているのは、これが差別という人権侵害の問題であると私たちが感じているから繰り返されているのです。」（強調は筆者）

こうしたやりとりを経て、日本審査は終了した。

委員会による勧告

審査終了から約一週間が経った8月29日、委員会は日本政府に対して31項目にわたる勧告を含む総括所見を公表した。うち、「朝鮮学校」という項目名のついたパラグラフ19では、以下のような懸念および勧告が表明された。

朝鮮学校

19. 委員会は、在日朝鮮人の子どもたちの下記を含む教育権を妨げる法規定および政府の行為について懸念する。

(a) 「高校授業料就学支援金」制度からの朝鮮学校の除外

(b) 朝鮮学校へ支給される地方自治体の補助金の凍結または継続的な削減(第2条および第5条) 市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 (2004 年) を想起し、委員会は、締約国が教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住する子どもが学校への入学において障壁に直面しないことを確保するという、前回の総括所見パラグラフ 22 に含まれた勧告を繰り返す。委員会は、締約国がその見解を修正し、適切に、朝鮮学校が「高校授業料就学支援金」制度の恩恵を受けることができること、および、地方自治体に対して、朝鮮学校への補助金の支給を再開しまたは維持するよう促すことを締約国に奨励する。委員会は、締約国が国連教育科学文化機関(ユネスコ)の教育差別禁止条約(1960 年)への加入を検討するよう勧告する⁸。

● 勧告の意義

今回、委員会から表明された勧告の意義は何よりも、日本政府による「無償化」制度からの朝鮮学校除外および地方自治体による朝鮮学校への補助金停止が、国際人権法上の「人種差別」であるということが明らかになったことである。「差別にはあたらない」と恥ずかしげもなく強弁した日本政府の主張は委員会により一蹴された。日本が締結した国際人権条約は国内法よりも上位の効力を持つため、「無償化」制度から朝鮮学校を除外した日本政府や、朝鮮学校への補助金を停止した地方自治体の法令上の措置は無効になると解釈されるべきである。

また、委員会が日本政府に対して「その見解を修正し、適切に」朝鮮学校の「無償化」制度適用を勧告している点も注目される。委員会は、今回の審査で日本政府が強弁した「無償化」制度の朝鮮学校への適用方法——「一条校」化もしくは日本と朝鮮民主主義人民共和国の国交回復——を、「適切」な朝鮮学校生徒への「無償化」適用ではないとはっきり表明したのである。日本の検定教科書の使用を強いられ、日本人を育成することを目的とする「一条校」化や、高校生の力が及ぶような朝鮮民主主義人民共和国との外交関係を理由とした「無償化」制度の不適用は、生徒たちの教育権侵害であることは誰の目にも明白である。これまで他の外国人学校には「各種学校」の地位のままで「無償化」が適用されてきたのであり、日本と国交のない台湾系の中華学校にも「無償化」は適用された。日本政府の朝鮮学校についての主張は単なる屁理屈であり、だからこそ明らかな「差別」なのである。

委員会は補助金問題の是正を求める勧告も出したが、これは初めてのことである。日本の地方自治体も条約を誠実に順守する義務があるため、この勧告に従って朝鮮学校への補助金を再開または維持しなければならない。

さらに、全体で31項目ある勧告のうち、委員会が「特に重要な勧告」と指摘した四つの勧告に、上記の朝鮮学校に関する勧告が含まれた。朝鮮学校生徒たちの日本政府・地方自治体による教育権侵害が特に重要な問題であるという認識を委員会が明らかにしたことの意味は非常に大きいといえる。次回の日本政府報告書（二〇一七年一月までの提出が義務づけられている）に、朝鮮学校への「無償化」適用や地方自治体の補助金再開・維持のために日本政府がどのような措置を取ったのか、日本政府は詳細に報告する義務がある。

今回の委員会からの勧告は、現在、大阪・愛知・広島・福岡・東京で朝鮮学校生徒や朝鮮学園が日本政府を相手に提起している「無償化」裁判や、大阪での補助金支給を求める裁判の勝利に向けての強い後押しとなるだろう。

● さいごに

委員会の勧告から約一ヶ月が経った九月二六日、下村文部科学大臣は同勧告についての記者からの質問に対して「（筆者注：国連の）認識が違っている」「（筆者注：『無償化』除外は）差別に当たらない」「委員会の最終見解は我が国の状況を十分に理解していない」と述べた。その三日後、村岡山口県知事は補助金問題について「（筆者注：委員会からの勧告は承知しているが）朝鮮学校

への補助金を予算計上しないことが教育権を侵害する差別的取扱いとは考えていません」と発言した。自分たちが差別者であることに深く自覚的であるがゆえに、朝鮮学校生徒たちの教育権侵害が明らかな差別であることを是が非でも認めたくないのであろう。であればこそ、国連による朝鮮学校への差別是正勧告を広く知らせ活用しながら、反差別の立場からの運動を粘り強く前へと進めていかなければならない。

このような国連勧告の実現を日本政府に迫っていくため 2013 年 12 月に立ち上げられた「国連・人権勧告の実現を！」運動では、これまで朝鮮学校差別問題をはじめ、日本軍「慰安婦」問題、「ヘイト・スピーチ」問題、セクシュアル・マイノリティ差別、女性差別、外国人労働者差別、障がい者差別、婚外子差別、原発事故問題など様々なテーマをもって学習会や集会、デモなどを重ねてきている⁹。

朝鮮学校差別問題の解決を求める運動には、国際的な連帯も芽生えている。上記の「国連・人権勧告の実現を！」運動の立ち上げ集会には、米国の反戦反人種差別団体の代表者が参加し、反人種差別の見地から朝鮮学校差別反対運動への連帯の声が寄せられた。また、2014 年 6 月には韓国で「ウリハッキョと子どもたちを守る市民の会」が結成された。この会には、以前から結成されている朝鮮学校支援団体に加え、宗教団体、女性団体、統一運動団体、労働団体、弁護士会など幅広い層が結集している。これまでに 2 度日本を訪れ、2014 年 12 月には文科省に対して「無償化」適用を求める韓国社会からの署名 1 万 1,043 筆を手渡し、朝鮮大学校の学生たちと共に文科省前で「金曜行動」（朝鮮大学校学生らが中心となり「無償化」適用を求めて金曜日に文科省前で行うアクション。2013 年 5 月～現在）を行った。

日本政府による明白な差別である「無償化」からの朝鮮学校除外からすでに 5 年が経とうとしている。3 月の卒業シーズンを迎え、まともや全国の朝鮮高校生に「無償化」から除外され続けた悔しさ、やるせなさ、憤りを感じさせてしまうのか。日本社会が問われている。

- 1 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（2014 年 4 月以降「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」）に基づく制度。
- 2 CERD/C/JPN/CO/3-6、パラグラフ 22。
- 3 詳しくは師岡康子「人種差別撤廃委員会に関する活動報告－在日朝鮮人に対する差別問題を中心に」（反差別国際運動日本委員会『今、問われる日本の人種差別撤廃－国連審査と NGO の取り組み』解放出版社、2010 年）を参照。
- 4 2013 年 5 月 22 日、菅内閣官房長官の発言。http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201305/22_a.html（2014 年 12 月 19 日アクセス）。
- 5 詳しくは宋恵淑「「高校無償化」制度からの朝鮮学校除外、これは差別である－国連・社会権規約委員会が「高校無償化からの朝鮮学校は無しに NO！」」（在日本朝鮮人人権協会『人権と生活』36 号、2013 年 6 月）を参照。
- 6 大阪府は、2010 年度は高級部への補助金支給を停止し、2011 年度からは初・中級部への補助金も停止した。
- 7 神奈川県は、従来の経常費補助に代わって外国人学校の児童・生徒を対象に授業料を支援する学費補助制度を 2014 年 4 月より導入した。しかし、朝鮮学校に対してのみ、教科書への拉致問題の記述、その教科書を使った授業実施という条件をつけ、補助金支給を停止していた。2014 年 12 月、神奈川県は朝鮮学校側が作成した副教材及び授業の実施をみて補助金支給を決定した。
- 8 人種差別撤廃 NGO ネットワーク訳による。委員会によって最終的に確定された 9 月 26 日付の総括所見から抜粋した（8 月 29 日に公表されたのは先行未編集版）。委員会による総括所見最終確定版の日本語訳全文は、在日本朝鮮人人権協会のウェブサイトから閲覧可。<http://k-jinken.net/?p=360>
- 9 詳しくは「国連・人権勧告の実現を！」ウェブサイトを参照。<http://jinkenkankokujitsugen.blogspot.jp/>
ウリハッキョとは、朝鮮語で「私たちの学校」という意。ここでは、朝鮮学校を指す意味で使われている。

『はらっぱ』子ども編集部 報告

子ども情報研究センター『はらっぱ』子ども編集部 濱田 清瑠・近藤 祐理

助成金をいただけたおかげで、今回は東京で開催された「子どもの権利フォーラムin東京」へ行くことができました。「新幹線に乗るのが初めて!」「東京へ行くのが初めて!」という子もいて、会場までの道のりだけでも貴重な経験でした。僕たちは今回、子どもの権利条約フォーラムで「THE・こたえまショー!～子どものことは子どもに聴いて。おとなの悩みも一緒に考えます～」という分科会を自分たちで企画して担当しました。子どもの権利条約フォーラムに参加して感じたことを中心に、報告したいと思います。



担当分科会『THE・こたえまショー』

(濱田清瑠 18)

僕らの分科会は、“子どもとおとなの壁をとり払って話そう!”という目的で、いつも「はらっぱ子ども編集部」でしている「しゃべり場」を開くというものでした。参加者のなかには小学生もいたので、僕は気軽に話せる雰囲気になろうと思いました。話の内容は、おこづかいの話や自分は運が悪いと思うことなど興味深いものが色々ありました。ここまで来ておこづかいの話をするのかというもありますが、自由に話していいこの場所で、話していけないことはないのので、この話で盛り上げようと思いました。運が悪いという話もここから話せることなので「そうなんだ」という一言で終わることなく、それぞれが自分はどれだけ運が悪いのかという話もしたりしました。

そのうち、「親が自分を『あなたはまだ子どもだから』と決めつけ、自分のしたいことを制限してくる。子ども扱いしてほしくない」という子どもの相談がありました。

僕は、正直、これはおとなの視点から見ると仕方ないことではないのかとも思いました。おとなは子どもを育てるために、子どもを守るという義務があり、子どもの自立のために好きにやら

せたいという思いがあります。しかし、限度を知らない子どもを好きにしすぎると危険だという思いもあり、結果「あなたはまだ子どもだから」と制限をつくるのです。でも、そこに問題点があります。おとなは悪意があっている訳ではないということです。だからおとなは思うのです、「守っているのに、なぜ嫌がるの」と。子どもとおとなの間に矛盾がおこっています。僕は、子どものその好き勝手なところが、自由な発想を生む材料になると思います。自由自在という言葉は子どものためにあるようなものだと思います。「あなたはまだ子どもだから」という決めつけを一度ポジティブに「子どもだからこそできることがある」と考えるのも一つの方法だと思います。僕は「はらっぱ子ども編集部」の活動からそれを十分に理解しているので、このように考えました。

模擬国会

午後は「模擬国会～10代の声国会に届けよう」という分科会に参加しました。これは参加者がグループにわかれて、ある議題に沿って議論していくというものです。僕は、模擬国会というものを一度も経験したことがなかったのでとても興味がありました。

参加者は以外にも少なく、1グループにつき2人で話しあうことになりました。今回話しあう内容とは、国の財政についてでした。国の歳入歳出の資料を見た上で各チーム(子ども、若者、高齢者)がそれぞれにあった予算をつくるというものでした。チームというのは国会でいう政党みたいなものです。僕は子どもチームだったので、好きにやってみようと思いました。チームには中学生の子もいたので、その子の意見を尊重しながら予算を組んでいきました。



この分科会には現職の都議会議員の方が来てくれて質問をすることもできました。そこで僕は道路工事についての質問をしたりしました。本題から少しずれた質問でも議員さんは答えてくれました。そして各チームの代表が発表するのですが、僕は少しでも議論になってくれたらと思って社会保障を国の歳出の30%から10%に変更してみました。予想通り各チームから反発をくらいましたが、その分、社会保障がどれだけ大切かということもわかりました。次は各チームを説得しあいながら妥協案をつくるというもので、僕たち子どもチームは発表時の案があまりにも現実離れしていたため、妥協というよりはまったく別の案になってしまいました。投票の結果、高齢者チームがほかのチームの一部案を取り入れていたため1番多く票をとりました。

模擬国会の終了後、担当の今井さんはこの模擬国会のように高齢者の意見が取り入れられるのは、現実の政治でも同じことだと言っていました。これからの未来をつくっていくのは、若い人だから子どもにも政治に興味をもってほしいという意味でこの模擬国会を開いたそうです。僕は自分の思いを行動に表すことができるのはすごいことだと思いました。

僕は少しだけ今井さんと話をしました。聞いてみると自分と同じ歳だということがわかりました。

1日目のリレートークでの緊張を見せない会話や、分科会での司会のこなしを見ていると、同じ歳ながらも今井さんが大きく見えました。今回は参加者が少なかったので、白熱した議論とまでにはいきませんでした。僕は次同じようなことをするのなら、知識をさらに積んだ状態で参加したいと思いました。

その子にとっては、大切な理由

(近藤祐理 17)



僕が担当した分科会のグループでは、思いつくまま、意見が出るままに話しあっていくと自然にそれが全部繋がって、最後にはまとまったという感じでした。はじめは、僕たちと同じように子どもを中心に活動しているおとなからの相談で、「どうやって子ども引き込むか」でした。ちょうどグループに5年生の女の子が2人いたので話を聞いてみると、2人はこのフォーラムへは“東京だから”来たということでした。子どもの権利条約につい

て学びたい気持ちはないということでした。

僕はその2人の顔に見覚えがあって、聞けばやっぱり去年も同じ理由で来ていたそうです。けど僕は、それはとっても大事なことだと思っています。たとえ興味がなくて、遠出したいという理由でも（僕たちは、子どもの権利条約に興味をもってもらいたいと思うかもしれませんが）、この2人には大事な理由です。その理由があれば2人は今後もこういう場に来てくれるんじゃないかな。そうして来てくれるうちに子どもの権利条約に興味をもってくれるかもしれないし、そうなってくれたらとてもうれしいことだし、もしそうならなくても「あそこに行った」「子どもの権利条約の話聞いた」ということが2人の大事な経験です。経験は2人にとって絶対に役に立つだろうと思う。

実際、分科会でこの2人がすごく活躍してくれました。例えば「なんで子どもたちに活動が広がらないんだろう？」という話になったとき、「言うのが恥ずかしいから誘えない」とか「どうせ来てくれないから誘わない」とかいうありがちな意見が出ているなかで、「友だちを誘ってしまうと自分が行けないかもしれない。ちょっとでも自分がいける確率を上げたいから言わない」という意見をくれて、そういう考え方もあるんだとその場全体が考えさせられました。

子どもとおとなの間にある方言 ～大阪で「あほ」は、ほめ言葉

その2人が話してくれた悩みは、「おとなが何を言っているのかわからない」でした。前に怒られたときのエピソードも交えて話してくれ「考え方があわないのかな」と思いました。そこでふと、去年の分科会で、同じようなことを相談してくれた子がいて、そのときに会場から出でたとても印

象に残る話があったことを思い出しました。それは「怒ると叱る」の違いです。僕は同じだと思っていたので驚いたのですが、おとなからすると実は違うということでした。「怒る」はただただ感情的になって自分の気持ちとかを押しつけるもの。それに対して「叱る」はしっかりものを考え、冷静に相手のことを思い、良くなってほしいと気持ちを込めて自分の気持ちを伝えるもの。あのときの話を思い出し、2人はいつも怒られているのかな？だから伝わってくるものが少なくて受け取りづらいのかなとも思いました。

途中、グループでフリートークになったタイミングがあり、そこで方言の話が出ました。イントネーションの違いはあっても「同じ日本語？」と驚くような方言の話があって、大阪弁と関東弁でも、全然違って通じない言葉もあって、なんかおもしろかったです。

そこでふと、なんかおとなと子どもで話が通じないのって方言みたいなもんなんかな？と僕は思いました。おとなは自分と同じ解釈だろうと思って子どもにしゃべりかける。けれど、子どもはおとなと同じように解釈してくれるとは限りませんよね。もしかしたら真反対の意味でとるかもしれないわけです。もしそうでも、まわりのおとなは気づかないというか気づけない。同じとおとなだからそこではたいがい考え方はかぶってしまうかもしれないと思います。たとえばぶらなくても、意見のくみ取り方、解釈の仕方は同じだろうと思う。そうなったら子どもが意見が通らないように感じたり、何を言っているかわからないのはあたりまえですよ。それは逆もありで。子どもが必死で伝えようとか、何かをお願いしようとしても伝わらなかったり。だって根本的に言語といったら大げさですけど言葉が違うんですもん。

たとえば、もし皆さんが「おまえあほちゃん」て人から言われたらどう思いますか？多分、悪口を言われた、暴言を吐かれたということで嫌な思いをする人が絶対いると思います。けど、わかってもらえるかわからないですけど、大阪ではむしろほめ言葉なんです。「おまえおもしろいやんけ」と言われているようなものなのです。これ、ほめられてるでしょ？（笑）もちろん親しい人からの言葉です。知らん人から急に「おまえあほか」とか言われたらただのけんかです。でも、これは同じ大阪人で同じ物差しをもっている人同志だから通じる話で、こういう習慣をもてない人に言っても相手が傷つくだけじゃないですか。

こういうことが、おとなと子どもの間でももしかしたら起きているんじゃないのかな？って、僕は話を聞きながら思いました。もしそうならやっぱりどうにかしないといけませんよね。お互いの意見がお互いの伝えたい様に伝えあえないのでは会話になりませんし。けど、さっきの例え通り、言われたほうが傷つかなないようにするためには、大阪では「あほ」がほめ言葉だということ、それを知らずに言われたら傷つくって事をわかっていて、そのことを的確に伝えられる人が必要です。そしてその人が間に入って仲介し、伝えてあげる必要があります。その人がいて初めて、その言葉が2人の間で共通語となり、同じ意味で受け取られるようになります。これができてやっと100パーセントの会話成立ですよ。それを僕は子どもとおとなの間でもしたいと考えています。そこに「おとなと言われるけど、まだまだ子どもです」と言うような人が増えれば、これが叶うんじゃないのかな？と思いました。

ちなみに僕は、その逆パターンもあり得ると思っています。おとなは子どもの経験があるから昔

を思い出せばいいが、子どもはおとなの経験もないのに考え方なんかわかるわけない、と思うかもしれません。確かにその通りです。多分それはかなり難しいだろうとは思いますが、けれど逆に、おとなだってそんな簡単に子どもの頃の気持ちを思いだしてしゃべれますか？多分そんな簡単なことじゃないですね。簡単じゃないから行きちがいが起こるわけで。僕も歳の離れた妹がいて、昔、同じようなことを親に言われて「それをそのまま言っているな」と思うことがよくあります。決していい思いをしていたわけじゃないのにそれを聞いて今は「その人を想ってかけている言葉だったのかな？」という新しい発見もあります。

どこからがおとな？

「どこからがおとな？」という話でもしました。僕の持論（笑）に“自分の事を自分でわかって、できるようになればおとな”というのがあります。だから、ここはおとなだけれど、ここは子どもとかも余裕でありえます。僕が言いたいのは、別に法律の20歳からがおとなで、酒やたばこがそれまではだめという法律を否定しているわけではなく。その法律は子どもの体の成長の上で大事なんですよ。そういうことではなく、心というか人間としてのおとな？という意味です。だから別に何歳であってもおとなはありえると思います。だから体が子どもであっても、仲介役には絶対に入れると思っています。両方を経験しているだろうおとなでも難しいのに、子どもに難しいのは当たり前で、でもできる子どもは絶対います。だから子どもの意見だと軽く扱わないでほしい。もしかしたら体が成長していないだけで、中身はおとな以上におとなかもしれません。

僕は、“おとなだけ子ども”というおとなが増えてもらいたいです。やっぱり両方経験しているということもありますが、仲介役になるには「子どもの事をわかりたい。子どもの側にたちたい」と思いがなければなりません。だから経験ということ以上に子どもに対してこういう気持ちをもってもらいたいです。たぶん子どもは「おとなに自分の意見を伝えたい」と思った瞬間におとなになり始めるんだろうなと思います。だって自分の意見を100パーセント伝えるためには相手と目線をあわせる必要があるわけで、目線をあわせにしようと思ったら自分がおとなの考え方をわかろうとする必要があるじゃないですか。わかろうと、伝えようとしていたら自然と近づいていくのではないかな？と思います。そうやって間に入れる子どもが増え、その子が間に入ろうと思ってくれたらうれしいなと思います。



「第7回在日外国人生徒交流会 in 熊本」実施報告書

「第7回在日外国人生徒交流会 in 熊本」実行委員 竹村 朋子

1 はじめに

今年度第7回となる「在日外国人生徒交流会 in 熊本」を、熊本県教育委員会、熊本市教育委員会、八代市、八代市教育委員会、熊本市国際交流振興事業団、熊本県人権教育研究協議会、菊陽町、菊陽町教育委員会、菊陽町帰国・外国人教育推進部会から後援いただき、2014年3月22、23日(土日)に開催した。会場は熊本市にある東部YMCA。外国ルーツの生徒(中高生)35人、日本ルーツの生徒(中学生)1人、外国ルーツのOB(大学生・社会人)8人、日本ルーツ大学生5人、引率大人18人、食事ボランティア4人、計71人の参加があった。生徒たちは実行委員会を組織し、事前に幾度も話し合って当日を迎えた。

2 開催趣旨

- 1) 熊本県内の学校には外国にルーツを持つ生徒が多数在籍しているが、校内に外国にルーツを持つ生徒が一人しかいないことが多い。異文化の中、言葉もわからない状況で自分の思いを理解してくれる友人を作るとは彼らにとってとても難しく、精神的に孤立している生徒もいる。同じ立場の生徒たちが、共に集い、お互いの夢や悩みを共有することで、彼らの悩みを軽減することができ、彼らを取り巻く様々な状況(進学、就職、在留資格等)を学び、理解する機会となる。また、交流会を通して、友人やネットワークができ、交流会後も連絡を取り合うことができ、精神的な居場所を提供することができる。
- 2) 外国をルーツとする生徒を受け入れた教育機関の関係者にとって、生徒の抱える様々な問題を直接生徒から聞くことができる貴重な機会である。外国をルーツとする生徒の悩みを理解し、生徒にとってよりよい環境づくりができるように、担当者間の情報交換・ネットワーク作りを目的とする。

3 生徒実行委員会

企画進行を、菊陽町「共に歩み青春を語る会」熊本市「おるがったステーション」で活動している菊陽町、熊本市、八代市、宇城市などの中・高校に在籍している生徒が担当した。1月18、19日(土日)(合宿)の実行委員会では、日程や役割分担などを決めた。月2回の「共に歩み」では、話し合った事をまとめ、「どうしたら初めて会に参加する人に心を開いて率直な気持ちを話してもらえるか」を話し合い、準備を行った。また、集会において自分たちが守るべきルール作りや、この集会で3回行う話し合い(班別・ルーツ別交流)のテーマ検討をした。

4 交流会当日



▲アイスブレーキング

<一日目> 3月22日(土)

10時：実行委員最終打ち合わせ

ルール、班員、テーマ、自分は何を話すか、会順の確認。
全体会場の準備。

11時半：受付

12時：開会集会

実行委員が開会の挨拶、司会、ルールの説明などを行う。OBが中国語で通訳。

12時20分：食事

食事を通して参加者が打ち解けるように、各班に分かれてボランティア手作りのカレーライスを食べた。班長がリードして班員を座らせ、食事中も自己紹介をしたり話題を提供したりし、よくリードしていた。

食後～14時：アイスブレーキング

(気持ちをほぐす)ゲーム

14～16時：交流会①「班別」

自己紹介。準備したテーマ。サブリーダーの大学生・OBは進行の補助、記録を担当した。



▲餃子づくり

16～18時：餃子作り・夕食

生徒がお互いに友達に慣れ、和やかな雰囲気を作るため設定した時間。楽しんで餃子を包み、茹でたての餃子を一緒に食べることで交流を深めることができた。餃子の皮や具は食事ボランティアが事前に作ってくれていた。当日も参加生徒の保護者が餃子を包んだり、ゆでたりしてくれた。

18時：移動 ユースピア熊本へ

19～21時：交流会②「ルーツ別」

それぞれのルーツに分かれ、それぞれの立場での悩みを話し合った。

21～23時：自由交流・入浴

別の班の人とも自由に話し合うことができた。

23時：就寝



▲宿泊所の前で

<二日目> 3月23日(日)

7時:起床 7時半:移動 東部YMCAへ。

8時:朝食

パンやスープ、食事ボランティア作の中国の煮卵を班別に別れて朝食。一晩一緒に過ごしたことで、打ち解けて楽しそうに食べていた。

9～11時半:交流会③「班別」

「ルーツ別」で出た内容をそれぞれ報告し、話し合いを深めた。

11時半～12時:まとめ

まとめと感想を書く。

12時半:閉会集会 感想の発表

12時半～13時:片付け

13時～:実行委員反省会

5 交流会「班別」「ルーツ別」で話し合ったこと

<班別>

友達関係

- 「イじる」といじめの境目は?
- 友達が自分のことを話していても馬鹿にしているとは思わない
- 授業で班を作るとき、一人ぼっちに。

- 少し日本語をしゃべれるようになったが、疎外感を感じるようになった。
- 日本語が分かるようになって明るくなった。
- ルーツは中国。日本生まれ。未だにルーツを言うのに不安・抵抗がある。中2の時、塾の友達(他校)と喧嘩して、ルーツの事を言われた。無視した…親に知られるのが嫌で。その時相談したのは一人だけ。親に知られたら「自分のせいだ」と親が自分自身を責めると言って言えなかった。親から「(あなたは)悩みがないよね」と嫌味を言われるが、心配かけるから相談していない。

先生との関係

- 特別な授業がある時、プリントにしたり先生がメモしてくれたり。
- 分からないとき、全部鞆に入れて持って行く。
- 先生は、私分からないことを分かっている。先生は聞かないと教えてくれない。
- 指示が分からないときは先生に聞くけど、2度目は先生もイラッとするみたい。

授業

- テスト前、ただ全部覚える。社会・歴史
- 感想文の書き方が分からない。感想…無い。

給食

- 「残したらだめ」と言われ、嫌だ。魚や納豆が食べられない。
- 中国は食堂→日本は給食

部活動

- 先生からの圧力などでやめた。上級生は

威張

○国には、先輩後輩の関係と部活がない。

学校のルール

○厳しい…靴下・服

○高校…校則違反、部活によっては全員丸刈り

将来の夢

○IT関係 ○建築家 ○日本語教師
○デザイナー ○お金持ち ○パティシエ
○図書館の先生 ○キャビンアテンダント
○通訳 ○歌手 ○飲食店経営 ○英語が理科の先生。○保育士 ○カメラマン
○薬剤師 ○国際関係 ○入国管理局職員
「資格」：○英検 ○日本語能力検定
○通訳検定

国と日本の関係

○「パクリ」（コピー商品）とか、尖閣問題など聞かれた。
○自分の子どもに「私は他の国のルーツを持っている」と言えるようになって欲しい。
○外国ルーツで視野が広いと思う。日本とフィリピンで生活していることは自分にプラス
○テレビ局や新聞社によって伝え方が違う。良いところも伝えて欲しい

ビザ、国籍

○ビザはなぜ必要？
○日本国籍の方がカードなどの信用度が高いしビザの要らない国も多いけれど、変えたくない。
○両親とも中国人だから変えにくい・・・
公務員とかに就かないなら変えなくてもいいかな

いかな

日本（人）のいいところ・いやなところ

○礼儀正しい ○サービスが良い（デパートなど）→中国では買わない人には試着させない

名前

○日本名を使ったとき、「えっ、日本人？」と驚かれるのが嫌。
○名字を日本名に変えるか悩んでいる。
○ルーツはアメリカ。日本生まれ。3つの小学校が集まる中学校に入って、先輩からつけられた外国人の名前で呼ばれた。

家族について

○妹は、日本とのダブル。私だけのけものにされていると思うことがある。
○母は、日本へ来て2年目に精神的な病気に。父は喧嘩すると一方的に母を殴る。つらい。友達が親と楽しそうにしているのはうらやましい。
○一緒に住んでいる母の彼氏が「ばか」と言う、嫌だ。
○一回家出して、母とお互いの気持ちを全部言いあった。母のことも色々聞けてよかった。

今回交流会に参加して

○司会者が、格好良かった。
○嫌なことがあっても、ここに来たら明るくなれるから楽しい。

来年度への要望

○フィリピン料理も作りたい ○雑談のように話す時間がもっとほしい

<ルーツ別>

1 班 (中国)

名前

- 名前のことで、英語の時間嫌な事が。
- 日本の名前に変えて便利。
- 中国名に慣れたから、日本名に変えたら面倒

友達関係

- 日本の話について行けない
- 話題をどうしたらいいか?→自分で、嵐や PMAPなどを調べたら?

日本と自分の国との関係

- 戦争したらどっちを応援する?と聞かれた
- メディアが悪く言う →自分の気持ちを周りに伝えるのが大切

学校行事

- お辞儀 ○国歌 ○黙想 ○健康観察
- 修学旅行…高くて行けなかった

授業

- 国では、体操服に着替える習慣が無い

2 班 (中国)

先生との関係

- 給食を食べ残して、先生に怒られた。
- けんかして先生に言っても、結局解決しなかった。

親を嫌ったことは?

- はい (3) いいえ (2)

友達関係

- 仲良くなっても文化が違うから距離がある。

- 話題がわからない。深い話をするとうかれるのでは…と心配になる。

日本語

- 日本語がわからなくて本当に辛かった。
- 今言ったのが正しい日本語か心配になる。

3 班 (中国)

最近楽しかったこと

- クラスマッチが楽しい。(3人この話題)
- バレーと10人11脚が楽しかった。

日本へ来て辛かったこと

- 親と仲が悪くなった。
- 両親は離婚し、自分は母と暮らしているが、母とほとんど話さない。
- 学校が楽しくない。

苦労したこと

- 空港まで行ったが、飛行機に乗れなくて、チケットが無駄になったことがある。
- 日本に来たこと。
- 中国の学校の歴史の授業で、日清戦争の勉強。ダブルであることを意識して質問された。

日本人は…

- 陰口を言う ○ひいき ○「中国がまねばかりする」と言う ○すぐ頼る
- みんなで同じことをする ○「冗談」を言って傷つける ○優しい ○真面目

将来・進路

- 中国、親の仕事を継ぐ ○日本、アパレル関係
- 中国、就職か進学又は兵隊

○両親の不仲で母が病気に。家を出たいが、小さい弟がいるので高校生の間は出られない。

4班（フィリピン、ボリビア）

5班（日本生まれ、日本ルーツ）合同

進学・進路

- 入試・面接について質問。高校生が回答
- 高1…漢字が読めるか心配

友達関係

- 中学に入り、外見で先輩から「ブライアン、マイケル」と呼ばれる
- 自分がダブルと知られても、周りの変化無し

○友達は自分から…あぶれている人に声をかける

○授業参観の時（親が外国人で）「あれ、おまえの親？」と聞かれる→「うん。で、そっちの親は？」と聞く

○親は派手、テンション高い…ついて行けない

国と日本の関係

- 町で、日本人に「がん見」される時がある。
- こちらもがん見。 ○無視

日本人としては

- （外国ルーツの）気持ちを聞いて、日本人としてはどう思うか？

6 生徒の感想から

<班別>

- 2日目には悩みが言えた。進路や将来についてアドバイスをもらった。来てよかった。今度進路相談会にも参加したい。2日目は学校生活から外国人の滞在資格までの深いことを相談し合った。
- 悩んでいた事や親との付き合い方などが解決できてよかった。悩んでいたのは自分だけじゃないんだと分かってすっきりした。

<ルーツ別>

- 昨年に比べて、より深く話したいと思った。今悩んでいることを一緒に考えてくれた。結論は先生に相談するだった。夢は通訳。OBにも通訳の資格を取っている人がいて、アドバイスをもらったので本当に自分の助けになった。
- 自分の悩みも話して、気持ちが少しよくなって、ちょっとrelaxした。みんな同じ悩みを持っていた。みんなと一緒に強くなっていきます。
- 本当に楽しかった。たくさん中国人がいた。いっぱい初めて日本来る苦悩な事を話しました。みなさんはいっぱい苦悩な事がありました。違い国はたくさん違い文化。みなさんは解決しました。私は感動しました。本当にありがとうございます、みんな。

<全体として>

○私は日本人ですが、ハーフの人や中国の人の意見を聞くことができた。日本に来て言葉もあまり分からず、それぞれ沢山の悩みがあるそうだ。意見を聞いたからこそ、私のクラスに外国人が来たときは、相手に嫌な思いをさせないように、仲良くしたい。そして相手の言葉などの違いを、理解してあげようと思う。外国人の生の話し合いを聞けてとても良かった。私が日本人にも関わらず、ゲームに誘ってくれて、とてもありがたかったです。」

7 おわりに

生徒たちにとって大切な時間となった。同じ立場の生徒たちが集い、お互いの夢や悩みを共有することができた。普段感想文が苦手な生徒が、自分の文字で感想を書いた。「同じなやみを持っている人たちと話してよかったです。たくさんのアドバイスをもらって来年も来たいと思います。ルーツ別では、同じ年の人たちとであってよかったです。」フィリピンから小3の終わりに来日したこの生徒は、「漢字の不安はあるけど、3年間やめずにがんばる」と高校へ進学した。

「今回は、自分の悩みを話せなかったけど、気持ちが軽くなった。来ると自分が一人じゃないと思えるし、相談に乗ってくれるから悩みが少なくなるので帰る時には、来た時とちがって楽になって、また頑張れる。ここでできた友達を大切にしていきたい。」と書いた生徒は、次の週の「おるがったステーション」の日、悩みを日本語の先生に話した。担任にも話し、半年行かなかった学校に通い始めることを決意した。仲間と集うことで持っていた力が表面に出てきたのだと思う。この交流会を通して作ったネットワークは、実際精神的な居場所になっている。

日本人の生徒や学生の参加もあり、日本人に直接悩みを聞いてもらう機会にもなった。

彼らを取り巻く様々な状況は、ますます厳しいからこそ、今後も居場所としての交流会を続けていきたい。





〈特集〉子どもの権利条約 20th

子どもの権利条約を日本が批准して 20 年を迎えました。
そこで、様々な団体の関連イベントやコラム等、子どもの人権連事務局が特集します。



「子どもの権利条約批准20年を考える集い」報告 ～子どもの権利の具体化の検証～

11月15日に「子どもの権利条約批准 20 年を考える集い」が開催されました。(主催:「子どもの権利条約批准 20 年を考える集い」実行委員会、共催:子どもの人権連、東洋大学福祉社会開発研究センター)
教職員、子ども、学生、地域住民、関係団体等、幅広い参加のもと約 180 人が集い、多様な人権課題について学習し議論を深めました。

本 145 号では 144 号に引き続き、4つの分科会の報告を掲載します。

第 4 分科会 地域で支える子どもの権利

- 子どもたちが抱える福祉的な困難と子どもたちの「居場所」

第 5 分科会 国際的な視点から考える子どもの権利

- 国連や世界での子ども人権をめぐる最新の動きは?

第 6 分科会 ワークショップで学ぶ! 性的マイノリティと子どもの権利

- 「LGBT」ってどういうこと? グループワークで学びます。

第 7 分科会 ワークショップで学ぶ! ジェンダーと子どもの権利

- 自分らしく生きるってどういうこと? グループワークで学びます。



◆第4分科会

「地域で支える子どもの権利」

山本 和代（日教組 教育文化局長）



地域で支えるこどもの権利というテーマ話し合った。

NPO 法人フリースペースたまりば理事長の西野博之さんのコーディネートで、多摩児童相談所所長 影山孝さんの報告「児童虐待の現状について」をもとに、参加者が意見交流をした。現場教職員、保護者、行政関係者、市民活動センター職員、議員などの参加者からそれぞれの立場で発言があり、活発な議論となった。

児童相談所では虐待の恐れがあった場合、一時保護するが最終的には親と生活できるようにすることをめざし退所の判断をしているという。一時保護所があふれている実態があることや、入所期間が長引いている状況や受け入れ先が見つからないケースもあることなどが報告された。また、ネグレクトでも子どもが不登校等、虐待が見つけない状況も報告された。虐待を認識した場合は通報義務があるが、周りが気付ける環境が十分でないことや、虐待を疑っても通報がしにくい実態が話された。

西野さんは「助けて」といえる場所が子どもはわからないと言う。地域に居場所があることによって救われたケースもあり、子どもの声に気付ける環境が必要だと訴えた。学校や行政にもかかわるチャンスがあると投げかけた。

参加者からは保護者も助けてといえない状況があり、貧困はさらにそれを深刻化させるとの意見が出された。また、虐待と言われることを恐れて必要以上に神経質になって子どもを泣かせないようにしている親の例なども話された。学校現場において一人で問題を抱えこんでいる教職員の実態も報告された。子どもにしても、保護者にしても「大丈夫です。」と言うほど実は心配であり「迷惑をかけない」ことを良しとする価値観が助けてと言いくくしているとの意見もだされた。子どもの命より優先されるべきことはないはずである。不安や悩みを抱える親を支えるためにネットワークをつくり情報共有し地域でつながる必要があることや、それぞれの大変さを理解しつながっていく方策を考えていく必要があることが共有された。

◆第5分科会

「国際的な視点から考える 子どもの権利」

内野 貴志（部落解放同盟中央本部）



第5分科会では、「差別」問題に焦点化し、2014年7月の自由権規約委員会、8月の人種差別撤廃委員会による日本政府報告審査に関わって、取り組みを進めてきた当事者の方々をスピーカーに招き、報告をいただいた。

はじめに、平野裕二さん（ARC代表・子どもの人権連代表委員）から、子どもの権利委員会・第1回総括所見（1998年）をはじめとして、在日コリアンなど外国籍の子どもたちに関わる教育、とりわけ朝鮮学校に関連

して、これまで子どもの権利委員会を中心に、国連の各人権委員会から日本に対しておこなわれてきた勧告等の経過について説明をいただいた。

平野さんは、社会権規約委員会（2013年）が、朝鮮学校に無償化を適用するように勧告するなかで、朝鮮学校に対する「高校無償化」からの除外を「これは差別である」と明確に指摘していることの重大さに言及するとともに、審査の場で、委員から日本政府に対して厳しい追及がおこなわれたと具体的な質疑の様子を交えながら報告。

そのうえで、朝鮮学校に対する差別的取扱いに関しては、従来から各人権条約委員会から指摘されてきたが、今回の審査の場から、朝鮮学校が朝鮮総連と密接な関わりがあるなどと答弁した上で、政治的な目的による除外であって差別ではないと言い張るなど、日本政府の説明が変わっていることを指摘した。

つづいて、自由権規約委員会審査に参加した朝鮮大学校生の黄望奈（ファソ・フィ）さん、李京柱（リ・キョソグ）さん、人種差別撤廃委員会審査に参加した在日本朝鮮人人権協会の金優綺（キム・ウギ）さん、部落解放同盟の和田献一さんから、ジュネーブで開催された委員会審査の様態を中心に報告していただいた。

大学生の2人は、自身が高校無償化から除外された経験やジュネーブでのロビーイング活動を振り返りながら、多くのNGOの仲間からの応援や委員たちの「差別である」との発言に励まされ、無償化適用を求める自分たちの活動が間違っていないとの確信を持つことができたとし、今後も闘っていくとの決意を表明した。

金さんは、高校無償化制度から除外という国の政策が、地方自治体による朝鮮学校への補助金の縮減・停止という事態を招き、教員の給与支払の遅滞や家庭の教育費負担の増加など、朝鮮学校

の運営が厳しい状況に追い込まれていること。また、子どもの権利委員会・第1回審査（1998年）から、子どもたちへの暴行事件、大学受験資格、補助金問題など、朝鮮学校差別問題に関連して国連活動に取り組んできているが、近年の朝鮮学校を取り巻く状況は、年々悪化しているとの現状を訴えた。

委員会審査では、日本政府代表団の不誠実な対応に対して、差別を指弾する委員から厳しい質問が繰り返されるのを、非常に複雑な気持ちで聞いていたと心境を吐露しながらも、日本政府や地方自治体の政策が、人種差別について判断をする国際法の専門家の視点からすると差別であり、不当であるということが確認できたこと。とりわけ、総括所見で「朝鮮学校」に対する措置が、国際人権法上の「人種差別」にあたることが明確にされるとともに、「特に重要な勧告」として位置づけられ、次回審査（2017年）において報告することが日本政府に対して義務づけられたことが成果であると報告した。

和田さんは、部落問題と人種差別撤廃条約との関係について、人種差別撤廃条約が定義する“descent”について、本来は「社会的身分または門地」と訳し、部落問題解決の根拠とすべきところを、日本政府は、中国語である「世系」と訳すことで、部落問題を条約の対象から除外していることを指摘。条約委員会からも、再三にわたり、部落問題を包括していることや、「部落民」を定義することを求められているにも関わらず、条約を誠実に履行しようとしめない日本政府の姿勢と、「すべての人は例外なく」というのが「世界人権宣言」以降の世界の流れであるにも関わらず、“合理的差別”として例外を認め、差別や人権侵害を是認する日本流の人権解釈は、世界では通用しないと厳しく批判した。

最後に、平野さんから、日本の政府、国会、裁判所が国際人権条約を積極的に遵守する姿勢に欠けることや、「拘束力はない」と公言して憚らない状況があるとしながらも、最高裁が婚外子裁判の違憲判決のなかで、人権条約委員会からは是正を求める勧告を受けていることなど国際的な動向に言及している。現在、取り組まれている無償化を求める裁判のなかでも、条約委員会の所見が参考にされる可能性があり、強力な仕組みとはいえないが、条約委員会から繰り返し指摘を受け続けることも意義があるとまとめた。



◆第6分科会

「ワークショップで学ぶ！ 性的マイノリティと子どもの権利」

山木 正博（日教組 教育研究部長）



第6分科会は、テーマを「ワークショップで学ぶ！性的マイノリティと子どもの権利」として行われた。ファシリテーターは「特定非営利活動法人 ReBit」のみなさんであった。ReBit は、2009 年に東京で活動を開始し、2010 年より早稲田大学の公認学生団体となり、2014 年 3 月に特定非営利活動法人となった「LGBT を含めたすべての子どもがありのままでオトナになれる社会」をめざす団体である。冒頭、ReBit の教育現場や行政

／企業での研修や教材出版、自治体と協働した LGBT 成人式の運営、LGBT の就活生支援など活動の紹介があった。

はじめに、LGBT の基礎情報として、セクシュアリティ（性のあり方）の4要素、LGBT の意味と実際には性のグラデーションが存在し人それぞれにセクシュアリティが存在することを学んだ。さらに、日本において LGBT の人が約 20 人に 1 人の割合でいることも学んだ。その後、グループごとに ReBit のみなさんから、ご自身の体験を聞き、グループセッションを行った。分科会の後半は、教育現場で LGBT を意識する必要性、教育現場で求められること、さらに、今日からできることについて、具体的な事例を交えてお話していただいた。セクシュアリティは、性や恋愛だけでなく、進路・就活・パートナー・老後など人生設計に深くかかわるアイデンティティーの一部であり、LGBT 当事者がいじめや暴力、不登校、自傷・自殺未遂など多くの課題を抱えていること。だからこそ、教育現場において、相談しやすい環境を学校現場でも作っていく必要性や、チームでの対応・保護者や周りの児童への対応が必要であることなどを学んだ。

どの学校・どの地域にも LGBT の子どもがおり、多くの課題を抱えているからこそ、わたしたちは、相談しやすい存在になり、対話の中で対応を考えていきながら、「みんなにとって」心地よい居場所づくりが必要だというまとめを受けた。

参加者からは、直接話が聞けて学ぶことが多かったこと、LGBT や子どもの権利条約について学校現場で十分理解が進んでいないことや学ぶことの必要性、今後さらに学んでいきたいという感想が寄せられた。

LGBT の問題について、これまでの経験を直接小グループで聞くこと・話すことができて理解が深まり、問題意識のきっかけになったと思う。

◆第7分科会

「ワークショップで学ぶ！ ジェンダーと子どもの権利」

樋口 けい子（子どもの権利@ふくおか事務局長）



（1）分科会の報告

子どもの権利条約では、第2条であらゆる差別を禁止していますが、性差別は、社会のしくみや意識にも根強く残っています。この分科会では、女や男を区別することの意味や生きにくさを出し合い、ジェンダー平等について考えるワークショップを行いました。

ジェンダー (gender) とは、社会的文化的につくられた性です。これは、総合的な性 (sexuality) を構成する要素の一つで、生物学的な性 (sex) と違って後天的なものです。自分がどちらの性に属するかという性自認も多様であることが広く認識されてきています。はじめに、体も心も多様であり二つに分けることは差別につながる危険があることを確認し、この分科会では、ジェンダーに基づく偏見 (gender bias) を明らかにするために、男女の二つに分けて考え、「女らしさや男らしさ」「男女で分けることの生きにくさ」「賃金の男女格差」について、3つのワークを行いました。

ワーク1

一般的に言われている「男らしさ・女らしさ」を出し合いました。女らしさは、髪が長い、家事が上手など。男らしさでは、たくましい、強い、泣かない、乱暴など。それぞれの性で、全員に当てはまらないものをのぞいていくと、すべてが無くなりました。しかし、根強く残る「らしさ」は、本来、一人一人違っている体や心を枠にはめてしまい、当てはまらない人が傷ついたり排除されたりすることがあります。枠付けされることが「生きにくさ」につながっていることも多いのでは無いでしょうか。ここでは、性差より個人差が大きいことに気づくことができました。

ワーク2

「女のくせに・男のくせに」あとに続く言葉を、グループで模造紙に貼り付け、仲間分けをしました。「女のくせに・おんなだから」では、料理ができない、口答えをするな、優しくしなさいなど、厳しく特性を押しつける役割や、行動の制限が出てきました。「男のくせに」では、力がない、なよなよするな、元気をだせなど過剰な期待や励ましがかけられていました。ワーク1で明らかになった「特性のおしつけ」は日常的にまだまだ残っているようです。

ワーク3

10分間で「子どもの権利条約しおり」を作りました。担当者が、一人一人に賃金を渡しましたが、A-429円、B-280円、C-224円、D-173円と差がありました。グループの人と比べ、「なんで!」「根拠は?」「がんばったのに!」とイヤな雰囲気が広がります。そこで、担当者が、厚労省「平成25年賃金構造基礎調査」の男女別正規非正規別の賃金格差であることを説明しました。参加者からは、同じ仕事をしてモチベーションが下がる、格差は納得できない!怒りを感じるなど、賃金格差の実態や不合理さについて実感できたと感想が述べられました。世界的には、「同一価値労働、同一賃金」が主流になっているので、今後この方向で運動を広げていきたいと思いますと話合いました。

3つのワークを通して、ジェンダー平等とはほど遠い現実があることがわかりました。一人一人がワークで気づいたことを地域や職場で声を出すこと、子どもたちに伝えていくことを申し合わせて終了しました。

(2) 成果と課題

子どもの権利条約の実現に向けて、ジェンダーの問題を取り上げて考えあったことがとても良かったと思います。ワークショップでは、ジェンダーに基づく偏見を考えるための「はじめの一步」として、らしさから入りましたが、参加されたみなさんから、改善されたと思っていたのに、まだまだ根深く残っていることに気がついたと感想をいただき、良かったのではないかと考えています。賃金格差を考えるワークでは、事務局でとてもすてきな「子どもの権利しおり」を作っていただき、リボンをつけたりメッセージを書いたりするという意欲があがりました。子どもの権利条約の広報にも使えて、大好評でした。また、説明する時間が足りない部分は、展示資料や配付資料で補ったことも良かったと思います。参加された方が、はじめから色別のポストイットなどの「男は青、女はピンク」に違和感があると気づいてくれたり、自分の体験や気持ちをオープンマインドで発言してくれたりしたことがワークショップの大きな成果だったと感じています。そのおかげで、差別の現実を共有でき、楽しく学べたのではないかと感じています。

課題としては、性差別の実態と子どもの権利の関連をもう少しはっきりさせたほうが良かったのではないかと考えています。



子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2014/12/26 【朝日新聞】

小中学校の統廃合促進 文科省方針、60年ぶり基準変更

文部科学省は25日、公立小中学校を統廃合する際の基準を約60年ぶりに見直す方針を決めた。小学校で4キロ以内、中学校で6キロ以内としている通学距離に加え、「お おむね1時間」と通学時間も示し、より遠くの学校と統合できるようにする。学級数別に対応例を示し、特に全校6学級未満の場合、統廃合も含めた検討を強く求める。来年1月にも学校の適正配置についての「手引き」を公表する。市町村教委が判断する際の目安で、強制力はない。そのため、統廃合をした場合に国が財政支援する方針を盛り込み、後押しするという。ただ、地域から学校がなくなることによって人口減少が加速する恐れがあり、住民の反発も予想される。市町村教委が検討した結果、統合しない選択をするケースも少なくないとみられる。統廃合の基準は、1956年に出された通知では、①12~18学級が標準②通学距離は小学校で4キロ、中学校で6キロが限度、とされてきたが、事実上、地元の判断にゆだねられてきた。少子化により地方で学校規模が縮小し、現在は、公立小中学校約3万校の約半数が標準の12学級を下回る。6学級未満も4千校を超える。財務省の試算では、全校が12学級以上になるよう機械的に当てはめると、5千校ほど減するという。教員数は小学校だけで約1万8千人減を見込み、300億円以上が浮く計算だ。新しい「手引き」では、これまで徒歩を前提にしていたが、2007年度の時点で約18万人がスクールバスを利用している現状を踏まえ、交通機関の利用も例示。統廃合の際に距離と時間のどちらを基準にするかは自治体の判断となり、通学圏を大きく広げることが可能になる。12学級を下回るケースは、学級数別に、自治体が検討する際の考え方を示す。例えば、全校で6学級未満の小学校など違う学年と一緒に学ぶ場合は、速や

かに統合を含めた対策を講じるよう求める。一方、統合が不可能な地域も多いため、小規模のままで教育内容を充実する対策もあげる。小中の一体化を進めることや、インターネットを通じて他校と合同授業をすることなどを提案する。

■ 2014/12/27 【朝日新聞】

補助金見直し「認定返上」なお2割弱 こども園協会調査

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の事業者でつくる「全国認定こども園協会」は26日、加盟園を対象に今月実施したアンケート結果を公表した。回答した234園のうち2割弱の40園が、政府の補助制度見直しを受けて来年度に認定を返上すると回答した。7月の調査時の3割からは減ったものの、依然として一定数が返上する考えを変えていない。認定こども園はいま、文部科学省と厚生労働省の補助を受けている。それが来年度から始まる子ども・子育て支援新制度に合わせて補助が一本化され、補助が減る見込みの園で認定返上の動きが出ている。同協会には全国の認定こども園の約4分の1にあたる366園が加盟する。7月の調査では、回答した181園のうち3割の55園が返上を検討すると答えた。その後、国が人件費の加算制度の見直しなど減額緩和策を実施すると表明した。ただ同協会によると、それでも補助制度の変更による減収を見込んで、経営にメドが立たないとして返上する園があるという。認定を返上した事業者は幼稚園と保育所などに分かれ、それぞれの補助を受けながら運営していく見通しだ。

■ 2014/12/29 【朝日新聞】

遠隔教育—多様な授業期待したい

情報通信技術の発達により、学校の授業も離れたところに届けられるようになった。「遠隔教育」と呼ばれる。その導入が、この春にも、全日制と定時制の高校で認められる。文部科学省の検討会議が方針をまとめた。教室で教員と生徒が向き合うこれまでの授業に、空間を越える形が加わる。検討会議は遠隔授業を二つに分けた。一つは、教員がテレビ会議などを使い生中継で授業を送り、生徒が質問できる「同時双方向型」。二つ目は、授業を録画しておき生徒が好きな時間に見る「オンデマンド型」だ。広く認められるのは「同時双方向型」の方だ。受信側にも教員にいてもらう。一方向の「オンデマンド型」は特例とし、不登校生のほか、病気や障害で通学できない生徒に限って認めた。遠隔教育で何ができるのか。まず一つ目は、地域格差を縮められることだ。離島や過疎地の小さな高校は教員が少なく、選択科目も限られる。そこで遠隔教育を導入すれば、様々な授業ができる。人口減が進むなか、統廃合の対象になりがちな小規模校に存続の道が開かれることになる。二つ目は、優れた授業を教室に持ち込めることだ。送り手に免許を出せば、大学から講義を受けることができる。海外とつなぐことで、生の外国語に接する機会も増やせる。三つ目は、教員の勤務の幅を広げられることだ。育児や介護などで自宅にいる教員も授業ができるようになる。課題も多い。本格的な仕組みはまだ高額だ。教員の指導力の向上も求められる。システム対応のために、技術に通じた人材も必要になろう。検討会議は、教職員を減らす目的での導入を戒めている。世界の有名大学の講義がネット上に公開され、無料で受講できる時代だ。文科省は小中学校でも、遠く離れた学校をつなぎ、合同授業を試みる実証研究を考えている。

■ 2015/1/1 【朝日新聞】

人口減少、8年連続 自然減、
過去最多の26.8万人

2014年に国内で生まれた日本人の子どもは前年より2万9千人少ない100万1千人で過去最少になる見込みだ。厚生労働省が31日に公表した人口動態統計の年間推計で分かった。逆に死亡数は前年より1千人多い戦後最多の126万9千人と推計されている。人口の自然減は26万8千人に達し、過去最多となる見通しだ。人口減は07年から8年連続となる。出生数は、第2次ベビーブームだった73年の209万2千人から減少傾向が続く。統計を取り始めた1899年以降(1944~46年は調査せず)で最も少なく、100万人を割り込む一歩手前まできた。公表されたのは推計値で、数字は毎年9月に確定する。推計と実数は1千人程度の誤差を生じることもあるため、14年の出生数が確定値で100万人を割り込む可能性もでてきた。

■ 2015/1/7 【朝日新聞】

保育の受け皿拡大へ、
5千億円計上 15年度予算案

消費税の税収を活用して4月に始まる「子ども・子育て支援新制度」について、政府は2015年度予算案に約5千億円を計上し、事業をほぼ予定通り実施する方針を固めた。消費税率10%への引き上げは先送りされたが、財源を確保して、保育士や児童養護施設職員の配置基準改善など質の向上策を進める。新制度は、17年度までに保育施設の定員を40万人分増やす「待機児童解消加速化プラン」にそって、保育の受け皿を増やすことが柱となる。15年度は8万人分の拡大を想定している。同時に、支援の質の向上もめざす。保育士1人が担当する子どもの数を減らしたり、児童養護施設の職員配置の基準を改善したりする内容だ。保育士の給与アップや学童保育の時間延長のための人件費補助なども予定されている。新制度のための財源は当初、消費税率10%への引き上げを前提に年約7千億円を見込んでいた。安倍晋三首相は、消費増税の

先送りを決めた後、保育の受け皿拡大などを予定通り実施すると表明していた。ただ財源が十分確保できるかどうかは不透明で、質の向上策をどこまで実施できるかが焦点となっていた。

■ 2015/1/9 【毎日新聞】

高校教科書：数研出版、 公民の「従軍慰安婦」削除 今春から使用

教科書会社「数研出版」（東京都）が昨年11月、高校の公民教科書から「従軍慰安婦」と「強制連行」の記述を削除する訂正申請を文部科学省に行い、同12月に認められたことが分かった。訂正が反映された教科書は今春から使われる。同社は訂正理由について「今の時点ではお話しできない」としている。文科省によると、訂正された教科書は公民科の「現代社会」2点と「政治・経済」1点で、いずれも戦後補償に関する記述。「従軍慰安婦」と「強制連行」の記述が削除された。申請書では「誤記」としている。同省によると、「誤記」の場合、事実関係の変化だけではなく、記述を分かりやすくするために変更する場合なども含まれる。下村博文文科相は9日の閣議後の会見で「今後も発行者から訂正申請が出てきた場合適切に対応する」と述べた。文科省は昨年1月、近現代史を扱う際に政府見解を尊重するよう求める内容に教科書検定基準を改定したが、適用されるのは現在検定中の中学校教科書からで、今回は検定済み教科書を対象にした通常の訂正申請に基づく手続きとなる。

■ 2015/1/10 【朝日新聞】

教職員定数 3100 人減 2 年連続で自然減上回る

2015年度の公立小中学校の教職員定数について、政府は少子化に伴って自然に減る3千人に加え、100人を削減する方針を固めた。自然減を上回る減少は2回目で2年連続。文部科学省は2760人を補充するよう求めて財務省と調整していたが、消費増税先送りもあり、財

政健全化に配慮した形で決着した。来年度の教職員定数は約69万4千人になる見込み。少子化に伴う学級数減で必要な教員数が減る中、自然減分は一部が補われてきた。だが、政府は14年度予算では補充分を全て見送り、さらに10人を削った。今回は、この削減幅が大きく広がったことになる。ただ、文科省は学校統廃合の支援を強化する方針で、その分統合が進むなどし、自然減3千人に加えて100人超が不要になるとみている。このため、定数が3100人減ったとしても現場への影響は限定的だという。少人数教育が必要な新しい授業方法を実現するための追加配置は財務省に認められる見通しだ。

教職員給与の国負担分の総額は約1兆5280億円で、前年度比約40億円の減で最終調整している。文科省は当初、定数の基準を定めた義務教育標準法を改正し、今後10年間で3万人以上を増やす計画だったが、財政状況が厳しく、断念した。一方の財務省も、小1で導入されている35人学級を40人に戻すことで教員定数を削減するよう求めていたが、教育関係者らの強い反発もあり、実現しなかった。

■ 2015/1/12 【毎日新聞】

幼稚園：保育料下げへ 5 歳児無償化は見送り

文部科学省がめざしている幼児教育の無償化を巡り、政府は11日、市町村民税非課税世帯（年収約270万円未満世帯）に対し、私立幼稚園の保育料を現行の月額9100円から3000円に引き下げ、公立幼稚園についても月額4900円から3000円に引き下げる方針を決めた。来年度予算案についての下村博文文科相と麻生太郎財務相との閣僚折衝で合意した。文科省は当初、来年度から年収360万円未満世帯の全5歳児を対象に無償化（年額244億円が必要）をめざしていたが、財政事情の厳しさなどから、保育料を補助する幼稚園就園奨励費を前年度比63億円増の約402億円に拡充することで落着した。

■ 2015/1/14 【朝日新聞】

大阪で初の中学統一テスト
475 校実施、内申に反映へ

大阪府内の公立中学 1、2 年生全員を対象にした府教育委員会の独自の統一テスト「チャレンジテスト」が 14 日、府内 475 校で初めて行われた。今回は試行だが、2015 年度以降、結果を高校入試の内申点の修正に用いる。文部科学省によると、統一テストを高校入試に結びつける手法は珍しい試みという。府教委の担当者は「学力向上につなげたい」としている。今年は約 15 万人が対象で、中 1 が国数英の 3 教科、中 2 が国社数理英の 5 教科。2 学期までに学習した内容が出題される。この日午前、生徒らは各教室で一斉に取りかかった。府教委は 16 年春の高校入試以降、生徒の内申点の評価を他の生徒との比較をもとにする 10 段階の「相対評価」から、生徒ごとの目標達成度でみる 5 段階の「絶対評価」に切り替える。だが絶対評価では公平性を担保しづらい懸念があり、共通の「物差し」となる統一テストの導入を決めた。府教委は現在、相対評価を都道府県の中で唯一続けている。

■ 2015/1/16 【朝日新聞】

児童養護施設の子、
6 割が親からの虐待経験 厚労省調査

親と離れて児童養護施設で暮らす子どもの 59・5% が父母らから虐待を受けた経験がある。そんな実態が厚生労働省が 16 日に公表した施設入所児童らの調査（2013 年）でわかった。調査は 5 年ごとに実施しているが、虐待経験のある子の割合は前回調査（08 年）から約 6 ポイント増えた。13 年 2 月時点で、施設や里親らの元で暮らす 20 歳未満の児童の状況を調べた。全体の児童数は 4 万 7776 人で前回調査（4 万 8154 人）とほぼ横ばいだった。児童養護施設には 2 万 9979 人がいて、このうち 1 万 7850 人が育児放棄や暴力などの虐待を受けた経験があった。里親委託の児童では 4534 人のうち 31・1% に虐待経験があった。虐待経験を問う質問は前回から始め、今回が 2 回目となる。直接の入所理由としても、父母ら

からの虐待が児童養護施設で 37・9% に達した。前回調査の 33・1% から大幅に増え、過去最高となった。里親委託では 37・4%（前回 36・7%）だった。児童虐待の相談対応件数は 13 年度まで 23 年連続で過去最高を更新しており、厚労省は虐待そのものの増加が背景にあるとみる。

■ 2015/1/22 【朝日新聞】

学校統廃合、進んだ先は 文科省、
自治体向け「手引」公表

文部科学省は、これまで全国で進められてきた学校の統廃合をめぐる実態調査をまとめ、小規模校の統廃合の検討を自治体に促す「手引」を公表した。統合すると、学校はどうなるのか。「手引」とはどんな位置づけで、なぜ今、出したのか。全国の都道府県と市区町村に統廃合の取り組みを聞いた「実態調査」では、2011~13 年度に統合した 782 校の事例を調べた。通学時間が最長で 1 時間 15 分にとどまった一方、全体として学級数が増えたことで、成果を感じているケースが多かった。統合前の小学校では、最も多い学校別学級数の割合は、複数の学年が一緒に学ぶことになりやすい 1~5 学級の 45% だったが、統合後は 7~8 学級と 12~18 学級が 31% に。中学校も、クラス替えのできない 3 学級 26% が最多だったのに対し、統合後は 12~18 学級の 32% となった。統合後の通学時間では、「30 分以上 35 分未満」が 21% と最多で、「20 分以上 25 分未満」が 15% で続いた。最短は 7 分だったという。統合の成果があったか、51 項目にわたって聞いたところ、「集団遊びが成立」や「校内研修が活性化」など 41 項目で「どちらかといえば」を含めて「当てはまる」が多かった。一方、統合後の課題についても 32 項目にわたって聞くと、「課題がある」が最も多かったのは「通学時間が長くなることによる疲労」の 1 項目のみ。他の「スクールバスによる体力低下」「いじめが増加」などは「課題として認識していない」や「解消された」などが最も多かった。統合の際の工夫（複数回答）では、「学校行事の合同実施」（75%）や「統合前の学校から教員を異動」（66%）などを実施する学校が多かつ

た。「手引」は、1956年に文科省が通知で定めたこれまでの統廃合の基準を改めた。通学距離に加え、「1時間以内」と通学時間も目安にあげた。学級数別の対応も例示し、6学級未満などの場合に統廃合の検討を強く求めた。背景には、子どもの数が激減したのに対し、学校の統廃合が進んでいないことがある。通知が出た59年前と昨年を比べると、小中学生の数は約1858万人から54%とほぼ半減したのに対し、学校数は約4万校から77%と2割余りしか減っていない。文科省の幹部は「手引」について、「議論の活性化が目的で、統廃合を促すわけではない」として、あくまでも強制ではないと強調する。ただ、規模が小さい学校の教育をどう充実するかに悩む自治体は少なくなく、統廃合への一步を踏み出す大きなきっかけになる可能性がある。文科省は、統合した際には教員の増員を優遇するなど、自治体を誘導する構えで、学校の統廃合は今後さらに進みそうだ。

■ 2015/1/31 【朝日新聞】

フリースクールの支援検討へ 文科省、法改正も視野

不登校の小中学生たちが通うフリースクールへの支援のあり方について、文部科学省は法改正も視野に検討し始めた。有識者による初会合が30日に開かれた。現在、フリースクールは国の制度に位置づけられておらず、制度化されれば、子どもを学校に通わせるよう親に義務づけた1941年以来的政策転換となる。保護者が子どもに教育を受けさせる就学義務について、現行制度では通い先は小中学校や特別支援学校などに限られ、フリースクールに通わせても就学義務を果たしたとみなされていない。一方、92年には不登校の増加を受けて当時の文部省が、フリースクールで勉強した場合も在籍先の校長の判断で出席と扱えるよう通知した。こうした矛盾した状態が続いてきたため、政府の教育再生実行会議（座長＝鎌田薫・早稲田大総長）は昨年7月、教育制度の中におけるフリースクールの位置づけを検討するよう提言していた。

■ 2015/1/31 【朝日新聞】

校内人事、教員らが「選挙」 262校、文科省「法に反する」

2013～14年度、小中高校など全国の262校で、校内の人事が教職員自身による選挙や委員会で決められていた。文部科学省が30日、そんな調査結果を発表した。校長の人事権を定めた学校教育法の趣旨に反するとして、昨年6月に是正を求める通知を出すとともに、調査していた。調査は、昨年4月、大阪市や神戸市の学校で実質的に教職員が人事を決めていたことが問題視され、全国の公立学校を対象に実施した。現在は、こうした実態は解消されているという。選挙で「教務主任」や「進路指導主事」といった校内の配置を決めていたのは、高校181校、中学校55校、特別支援学校25校、小学校1校だった。都道府県別では、大阪が159校で最も多く、51校の長野、19校の和歌山が続いた。また、教職員が「人事委員会」を設置し、人事案を決めていたのは211校。うち大阪は93校、長野は85校だった。いずれも、明文化された規定が存在する事例もあったという。文科省の担当者は「関西圏など特定の地域で、以前からあった慣習がそのまま残っていたのではないかと話す。

■ 2015/1/31 【毎日新聞】

足立区：23区初「子供貧困対策担当」専門部署 / 東京

足立区の近藤弥生区長は30日、来年度当初予算案の記者会見で、「子どもの貧困対策担当部」を新設すると発表した。専門部署は23区で初という。区は来年度を「子どもの貧困対策元年」と位置づけ、貧困の実態調査などを予算案に盛り込んだ。区によると、区内の生活保護受給世帯における18歳未満の子どもは、2000年の2282人から3428人（13年）と約1・5倍に増えた。また、昨年度の都立高の中途退学者数は314人と23区でワースト。「勉強についていけない」「朝起きられない」など学習や生活習慣に問題のあるケースが多く、生活環境などが影響して基礎学力がつかない子どもへの対策も急務という。その

ため、政策経営部に専門部署を新設、福祉や教育などの部署の連携を図り、妊娠時から高校生まで切れ目のない貧困対策を打ち出すことにした。国立成育医療研究センター（世田谷区）と共同で、小学1年生を対象に「子どもの健康・生活実態調査」を実施する。保護者の所得や生活環境が影響するとされる虫歯の有無、就寝・起床時間などを質問し、施策を講じる基礎資料とする。また、教員OBを中心とする「そだち指導員」を今年度の7人から69人に増やし、全小学校に配置。国語や算数の授業でつまづきのある児童をマンツーマンで指導する。近藤区長は「勉強についていけないと自己肯定感が低くなり、将来への希望も持ちにくくなる。基礎的な学力を身につけることは、貧困の連鎖を断ち切る一つのステップだ」と話した。

■ 2015/2/3 【毎日新聞】

保育施設事故： 死亡の乳幼児 17人 2014年

厚生労働省は3日、2014年中に報告された全国の保育施設での事故で、死亡した乳幼児は17人だったと発表した。前年（19人）より2人減ったが、依然高い水準だった。死亡事故は、睡眠中が11人で最も多く、このうち4件は「うつぶせ寝」の状態で発見された。また、施設別では認可保育所での死亡が5人、認可外保育所が12人。死亡時の年齢は「0歳」と「1歳」が合わせて13人と、多くを占めた。今年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」に合わせ、就学前の子供を預かる全ての施設や事業で、死亡事故などの重大な事故が起きた場合、都道府県や市町村への報告が義務化される。国も重大事故情報をデータベース化して公開する予定だ。また、国は昨年、保育中の事故防止のための有識者検討会を設置し、事故検証のあり方や、事故予防ガイドライン作成などについて検討を進めている。

■ 2015/2/5 【朝日新聞】

道徳教科化へ指導要領改訂案 いじめ対応など6項目追加

小中学校の「道徳」が2018年度にも教科外の活動から教科に格上げされるのに向け、文部科学省が教科書をつくる際の土台となる学習指導要領の改訂案をまとめ、4日発表した。いじめ問題への対応などとして6項目を加え、子どもに主体的に考えさせるよう求めている。教科化で最も大きく変わるのは、子どもが道徳性をどのくらい身につけたかが評価されるようになること。学ぶ内容自体は小幅な変更にとどまった。評価の仕方については、今後専門家会議を立ち上げて議論し、15年中に結論を出すという。道徳の教科化は、07年に第1次安倍内閣で検討されたが、検定教科書の導入が困難などとして実現しなかった。だが、11年に大津市でいじめを受けた中学生が自殺したことなどを受け、政府の「教育再生実行会議」が13年2月に再度提案。中央教育審議会（文科相の諮問機関）が昨年10月、文章で子どもを評価する「特別の教科」にするよう答申した。今回の指導要領の改訂では、いじめの防止などのため、学習内容に「誰に対しても分け隔てをせず公正、公平な態度で接すること」など6項目を加えた。また、現行の小学1、2年生の「郷土の文化と生活に親しみ、愛着を持つ」の項目の冒頭には、「我が国や」が追加され、3年生以上だった愛国心教育が前倒しされた。文科省の担当者は、「他国の文化に親しむに当たり、自国の文化も知る必要がある」と説明する。ただ、こうした項目に沿った評価が導入されると、教員が主観的に「愛国心が無い」と断定したり、教員が求める愛国心を持っているように子どもが振る舞ったりする恐れもある。文科省の担当者は、「項目一つひとつよりは、学んだこと全体を通じてその子がどう伸びたかを積極的に評価する」としている。学ぶ内容の追加や統合で、改訂案の項目は小1、2年が19（現行16）、3、4年が20（同18）、5、6年が22（同22）、中学校が22（同24）になった。また、教員が価値観を押しつけることを防ぐため、子ども同士の議論を通じた「問題解決学習」や寸劇

などの「体験学習」を採り入れるよう促している。文科省は指導要領の改定案を web ページ (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) で公開し、3月5日までパブリックコメントを募る。4月からは一部の小中学校で新しい指導要領に基づいた授業が行われる見込みだ。

■ 2015/2/5 【朝日新聞】

子どもの貧困、支える「食堂」 手料理提供、各地で試み

出来合いの弁当や菓子パンだけで毎日の食事を済ます子。家計が苦しく食事を抜く子。心と体の成長の土台である「食」が揺らぐ。様々な生きづらさを抱えた子どもたちを、手作りの温かな食事で支えたい。そんな「子ども食堂」の試みが各地に広がり始めた。「もう、ひとりぼっちで食べなくてすむ」「(給食がない)夏休みの食事が心配だった」。食卓を囲む子どもたちから、ふとそんな言葉がもれる。京王線つつじヶ丘駅前。飲食店が入居するビルの3階に、NPO「青少年の居場所キートス」(東京都調布市)はある。2年前から通う男子中学生は、ここで初めて食べたミートソースの味が忘れられない。家ではパンやカップ麺が中心。それまでの数年間、親の手料理を口にしていたことはほとんどなく、経済的事情から食事を抜く日も。「給食以外では何年かぶりのスパゲティ。最高だった」市の中高生向け児童館で相談員をしていた白旗眞生(まき)さん(65)が5年前、キートスを立ち上げた。勉強をしたり、ゲームや昼寝をしたり。自由な居場所を、という思いだった。活動開始後、満足に食事をしていない子が目立つことに気づいた。親の病気や貧困、虐待。理由は様々だった。週5回の活動日、昼食と夕食の提供を始めた。無条件ではなく、家庭状況を聞き、必要と判断した子が対象だ。登録者は220人。市子ども家庭支援センターなどの紹介が多い。中高生ら15人ほどが毎日顔を出す。食事代は無料。家賃などの運営費は市の補助金や寄付などでまかなう。食材も農家や支援団体からの寄付が頼みの綱だ。食を含む生活支援の大切さを白旗さんは強調する。「食がととのって初めて勉強にも目が向く。生活の土台となる食の支

援は待ったなしです」東京都大田区の青果店「気まぐれ八百屋だんだん」には月2回、店の入り口にのれんが掛かる。12年夏から続ける「子ども食堂」だ。かつて居酒屋だった空きスペースを活用する。店主の近藤博子さん(55)がボランティアと一緒に運営する。献立はポトフなど野菜中心。毎回20人ほどがテーブルを囲む。共働きの両親の帰りを待つきょうだいい。保育所に預けた子を引き取って来る勤め帰りの母親も。必ずしも生活に困った家庭ではない。それでも、一緒にご飯を食べていると家族の溝が見えることがある「大勢とだんらんすることで変わっていきます」と近藤さんは話す。キートスなど食支援に取り組む団体が一堂に会した初の「子ども食堂サミット」が1月12日、都内で開かれ、約200人が参加した。対象者も運営方法も様々だが、支援の網からこぼれがちな子の暮らしを支えようとする思いは共通だ。「親が精神的な疾患を抱えていて外出できない。子どもはコンビニのおにぎりを買い、炊きたての米の味を知らない」。川崎市のNPO法人フリースペースたまりば理事長・西野博之さんは事例を報告した。公設民営の不登校児などの居場所では、昼食づくりが活動の核だ。5人に1人は生活困窮家庭の子だという。「要町あさやけ子ども食堂」(東京都豊島区)は13年の開設。元会社員の山田和夫さんが月2回、自宅を開放、ボランティアが作った夕食をふるまう。母子家庭や外国人の子ら35人ほどが利用する。近所の商店や農家の差し入れで食材を補っている。「子ども村:中高生ホッとステーション」(東京都荒川区)は、有志が民家を借りてつくった中高生の居場所だ。学習支援に加え、週1回、スタッフを含め約30人が夕食をともにする。コメは支援団体からの提供で、1口1千円の寄付も募る。子ども料理教室も。「生きていく術を身につけてほしい」と代表の大村みさ子さんは言う。取り組みはさらに広がりそうだ。横浜市のNPO法人「スペースナナ」は2月から月2回程度実施する予定。東京都八王子市でも大学生の有志が2月からの定期開催をめざす。高知市では少年事件を扱う弁護士らが、夏をめどに週3日の学習支援や食事提供の定期開催をめざし準備中だ。サミットを主催し

たNPO法人・豊島子どもWAKUWAKUネットワークによると、関西などでも数力所で準備や検討が始まっているという。同ネットワーク理事長の栗林知絵子さんは言う。「家族のあり方や生活リズムが多様化し、みんなで食卓を囲む暮らし方ができない状況が増えている。そこを少しでも支えられれば、と思います」

■ 2015/2/6 【朝日新聞】

保育の公定価格、決定 保育士配置、手厚く 子育て支援制度

4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」について、政府は保育や幼児教育の事業者に支払うサービスの「公定価格」を正式に決め、5日の子ども・子育て会議で示した。保育士の配置を手厚くすることなどで、おおむね1~2割ほど増収となる内容だ。新年度の当初予算案で約5千億円が新制度に充てられることになったことを受け、正式に決めた。3歳児向け保育士の配置基準を手厚くすると加算される仕組みに加え、民間施設で働く職員の処遇改善による加算もつくる。小規模保育の保育士以外の職員の給与改善なども盛り込まれた。保育所などの利用料の上限額はほぼ今の水準に据え置かれた。ただし実際の利用料は市町村が上限内で決めるので、地域によって異なる。

■ 2015/2/12 【朝日新聞】

脱ゆとり、正答率向上 同じ問題、03年度と比較 文科省調査

小学4~6年生の学習度合いを測る2012年度のテストで、前回の「ゆとり教育」時代の03年度と同じ問題の正答率を比べたところ、正答率が前回より高かった問題が、低かった問題より多かった。文部科学省の調査で分かった。テストは「小学校学習指導要領実施状況調査」。13年2~3月、全国911校の約11万人が受けた。11年度に全面実施された現行の学習指導要領が掲げた「思考力・判断力・表現力の育成」などをみた。社会、算数、理科で前回と同一問題の正答率を比較すると、計45問中23問で前回は上回り、明確な差がなかつ

たのが13問、下回ったのが9問だった。前回から教わる学年が変わった学習内容に関する問題を含めても、計70問中30問で正答率が前回は上回り、明確な差がないのが17問、下回ったのが23問だった。児童に教科ごとに聞いた意識調査では、「学習をすれば、ふだんの生活や社会に出て役立つ」との質問に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は、前回との比較が可能な全教科、全学年で前回より多かった。特に小6の理科は前回の50・5%から69・7%に増えた。調査した国立教育政策研究所の担当者は「学習指導要領のねらいが着実に身につけてきている」と結果を分析。学習が生活や社会で役立つとの回答が増えた理由は、「知識を実生活で活用することを身につけさせる指導が学校現場に浸透してきたからではないか」とみる。

■ 2015/2/13 【朝日新聞】

中教審新委員、新任に坂東氏ら 女性登用、過去最多に

下村博文文部科学相は13日、国の教育政策について議論する諮問機関の中央教育審議会の第8期委員30人を任命し、発表した。新任は、「女性の品格」の著書がある坂東真理子・昭和女子大学長、「ワーク・ライフバランス」の小室淑恵社長、待機児童対策に取り組む林文子・横浜市長ら女性8人を含む17人。女性は全体でも計13人と過去最多になった。下村文科相は13日の記者会見で、女性を多く登用したことについて「日本はまだ男社会で、変えていかなくてはならない。社会や教育に柔軟性を持たせるため、女性の視点は非常に重要」などと話した。一方、「団体推薦は受けない」として、これまで入っていた日本労働組合総連合会（連合）と日本私立中高連合会の代表者は選ばなかった。

■ 2015/2/20 【朝日新聞】

フリースクール、保護者に補助案
「教育バウチャー」、文科省検討へ

不登校の小中学生が通うフリースクールをめぐり、保護者に直接費用を補助するクーポン券のような「教育バウチャー制度」を導入する案が浮上している。文部科学省はフリースクールの支援策や制度上の位置づけを議論する有識者会議を1月から開いている。今後この案を議題として意見を聞いたうえで、是非を検討する見通しだ。フリースクールは、不登校生の学習支援や活動の場として保護者らが立ち上げた民間施設。ただ、法律上の位置づけはなく、国からの補助金もない。このため、スタッフの人件費などをまかなうため、費用が年に100万円を超えるケースもある。文科省の調査では小学校の児童1人当たりの公的支出は年間約91万円、中学生は約106万円。学校に通える子と、約12万人の不登校の小中学生への支援に差がある。使い道を限定したクーポン券を保護者に配るバウチャー形式だけでなく、手続きを施設が代行し、費用を減免するような形も合わせて検討される見込み。また、補助の対象は不登校児らに限ることが想定されるが、家での独学を選ぶなどして家庭の都合で通学しないケースを除外するかどうかも論点になりそうだ。有識者会議は、文科省の案をもとにしながら慎重に議論を進め、来年4月までに結論を出す予定という。

■ 2015/3/3 【朝日新聞】

性的少数者の生徒らを支援へ
文科省が学校向け文書策定

文部科学省が、同性愛者など幅広い性的少数者への対応の必要性を明記した文書を学校・教育委員会向けにまとめた。これまで、国の対応は法律上の定義がある性同一性障害に限られていたが、学校現場でより広範な性的少数者への支援が進む一歩になりそうだ。性的少数者については、性同一性障害に限らず、同性愛者や両性愛者などを含めた全体がいじめの対象になりやすいとされ、自殺対策の観点からも、専門家や当事者団体が学校での早

急な対応を求めている。文書ではまず、性同一性障害の子どもは「自己肯定感が低くなっている」「(性同一性障害などであることを)隠そうとし重圧を感じている」と解説し、「不登校、自傷行為、自殺念慮(自殺への思い)に及ぶこともある」とした。その上で、こうした悩みは「性同一性障害の児童生徒だけでなく、その他の性に関して少数派である者にも共通する」と明記。同性愛者や性分化疾患にも言及して「性的少数者の内実は多様だ」と指摘し、教職員に「用語や詳細な分類にとらわれず、まずは悩みや不安を聞く態度」を求めた。

■ 2015/3/5 【朝日新聞】

「愛だけでは守れない」
ひとり親支援求める声 中1殺害

川崎市の中学1年生上村遼太さんが殺害された事件で、母親のコメントが反響を呼んでいる。母親は親子で向き合う時間が取れなかったと悔いた。ひとり親家庭の親や専門家からは「母の愛情だけでは子どもを守れない」など、社会の支援を求める声が上がっている。あの時もっと強く止めていれば 上村さん母親がコメント、母親は離婚後、一昨年夏に実家のある川崎市に移り住んだ。近所の人によると、医療・福祉関係の仕事しながら5人の子どもを育てていた。『今思えば、私や家族に心配や迷惑をかけまいと、必死に平静を装っていたのだと思います』母親のコメントの一節に、児童養護施設の退所者の無料相談所「ゆずりは」の高橋亜美所長は、被害者と支援で出会った子どもの姿を重ねた。子どもは働きづめの母や父に心配をかけまいと、痛みや苦しみをひとりで背負っていた。『生活費を稼ぐことが『待ったなし』の状況で、母親は責任を問われるべきなのか。被害者は、夜に河川敷で暴行を受け、死亡した。『日中、何をしているのか十分に把握することができていませんでした』コメントからは母親が早朝から夜遅くまで働いていたことがうかがえた。ひとり親家庭は、親の労働時間が長く、子どもと向き合う「ゆとり」が生まれにくい。厚生労働省の「全国母子世帯等調査」(2011年度)

によると、母子家庭の母親の8割が働いている。約半数はパートやアルバイトで、平均年収は約180万円。生活保護や児童扶養手当などを含めても223万円だ。女性は家計を補助する程度に働く立場と想定された低賃金の仕事が多く、ひとりで十分に稼げない労働構造になっている。ツイッターでも、コメントを出した母親への思いがつぶやかれた。「SOSを発していた息子にもっと関心を持って欲しかった」と責任を問う声。「なんでこんなに『自分の至らなさ』を言い訳しなければいけないんだろう、これほどの状況で」とかばう声。親が「ゆとり」を失う背景は何か。「自己責任という世論が浸透し、行政などに頼れる立場ではないと思わされている」。「大阪子どもの貧困アクショングループ」の徳丸ゆき子代表は、社会がSOSを出させなくしているのだと指摘する。「亡くなった子どもへの思いと、それを十分に発揮することを阻んだ現実の生活条件との『落差』」。社会学者の水無田気流さんは、母親のコメントからそう読み取った。先進国は70年代からひとり親世帯にも目配りした福祉制度を作ってきた。日本は昨夏、閣議決定された「子どもの貧困対策法」に基づく大綱に、「保護者の就労支援では家庭で家族が接する時間を確保すること」を盛り込んだが、具体化していない。水無田さんは、生活のために低賃金で長時間働く現状を問題視する。「ひとり親は時間に余裕がない『時間貧困』に陥りやすい。母ひとりの愛情だけでは、子どもは守れない。育児時間が十分持てる社会保障制度改革が必要だ」と訴える。

■ 2015/3/5 【朝日新聞】

補助教材「適切か留意を」文科省、基準を通知 授業で遺体画像・「東海」併記地図

学校の授業で教科書とは別に使われる「補助教材」について、文部科学省は4日、内容が適切かどうかに留意を求める通知を全国教育委員会や学校に出した。過激派組織「イスラム国」(IS)に殺害された遺体の画像を見せたり、日本海に「東海」という韓国側の呼称を併記した地図が載った問題集を使った

り、小中学校で相次いだ事例は不適切だとして、改めて教材選びの基準を示した。文科省は1964年と74年にも、不適切な補助教材を使わないよう指導する通知を出している。今回の通知では、補助教材を「副読本、問題集、プリント、視聴覚教材、新聞」などと例示。内容の基準として、(1)教育基本法や学習指導要領などの趣旨に従っている(2)児童生徒の発達段階に即している(3)特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮無く取り上げたり、特定の見方や考え方に偏った扱いにならない、の3点を挙げた。(1)と(2)はこれまでの通知と同様だが、(3)は、前回通知で「特定の政党や宗派に偏ったものでない」としていた記述を変えた。文科省の担当者は「使える教材を限定するというよりは、多様な教材を取り上げてほしいという趣旨だ」と説明する。例えば、過去の戦争など歴史上、様々な説や見方がある事柄を扱う場合、特定の教材を使わないのではなく、見方が異なる複数の教材を使うイメージだという。補助教材は、教員がつくったプリントは学校の裁量で扱えるが、教科書に準ずるものや問題集などは教育委員会の承認や届け出が必要だ。通知は教委に対し、補助教材を適切に使うよう管理を促した。一方、「有益な補助教材を有効活用することが重要」として、効果的な使用を控えないよう、配慮も求めている。





子どもの権利条約を日本が批准して
今年度で20年を迎えました。

活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.145

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2015年3月31日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）

年会費 個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円